

27 盛 議 号 外
平成 27 年 7 月 24 日

盛岡市議会議員 各位

盛岡市議会議長 金 沢 陽 介

要望書について（消費税増税に伴う養護老人ホームの措置費の単価改定
について）

このことについて、次のとおり要望書が提出されましたので、その写しをお送りいたします。

1 要望書提出者

盛岡市三本柳 8 地割 1 番 3 岩手県社会福祉協議会高齢者福祉協議会
会長 渡辺 均

盛岡市三本柳 8 地割 1 番 3 岩手県社会福祉協議会高齢者福祉協議会
養護老人ホーム部会 部会長 久保 喜雅

2 要望書 別紙のとおり

岩社経営発第 281 号
平成 27 年 7 月 14 日

県内の各市町村議会議員 様

盛岡市三本柳 8 地割 1 番 3
岩手県社会福祉協議会 高齢者福祉協議会
会長 渡辺 均
岩手県社会福祉協議会 高齢者福祉協議会
養護老人ホーム部会 部会長 久保 喜雅

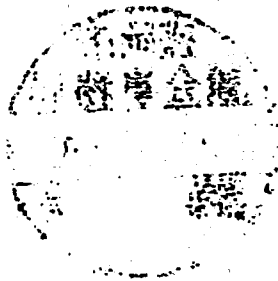
消費税増税に伴う養護老人ホームの措置費の単価改定について
老人福祉の推進につきましては、日頃から格別のご指導ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり要望いたしますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。



【照会先】

福祉経営支援部 (担当: 大崎)
TEL: 019-637-4482 FAX: 019-637-4255
e-mail: t-oosaki@iwate-shakyo.or.jp



要 望 書

消費税増税に伴う養護老人ホームの措置費の単価改定について

1 役 割

養護老人ホームは、主に経済的・環境上の理由によって在宅での生活が困難な高齢者の住まいとして老人福祉法及び介護保険法のもとで重要な役割を担ってきました。また、今日では、介護ニーズへの対応とともに、地域での自立を支える拠点施設としての役割も期待されています。

2 現 状

現状において、生活困窮、虐待、障がい、他の法律に基づく施設入所ができない等複雑で多面的な課題、多様な支援ニーズを有する高齢者が入所しております。こうした方々への対応は、現行の人員配置基準（1.5対1）では困難であることから、各施設では独自に持出で基準を上回る人員配置を行っている実態にあります。同時にこのような多様なニーズに応え得る、専門的なソーシャルワーク機能及び地域貢献事業等も求められております。

他方、平成17年度に一般財源化されて以来、養護老人ホームに関しましては基準単価の改正もなく厳しい財務状態にあります。他の福祉分野では処遇改善や消費税増額への対応等が行われていますが、養護老人ホームにおいては社会情勢や施設環境が大きく変化しているにもかかわらずなんら改善がなされておられません。また、一部施設においては、決して措置控えということではないと思いますが、定員割れが見受けられるなど施設運営に支障が生じております。

こうした中において、特に介護職員のスキル向上や、地域包括支援センターをはじめ関係機関との連携のもとで、社会福祉法人の有する資源（人・施設、設備・機能）を十分に活用し、今後も地域の高齢者の生活を支えていくことが求められています。

3 要望事項

- ① 平成26年3月27日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡にあるとおり、消費税率8%への引き上げに伴う地方交付税による地方財政措置を踏まえ、各市町村において「老人保護措置費支弁基準」について、消費税引き上げに見合う措置費の単価改定を平成26年度に遡って行うようお願いいたします。
- ② 今後の更なる消費税の引き上げに当たっても、各市町村において厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡等を踏まえた対応がなされるようお願いいたします。

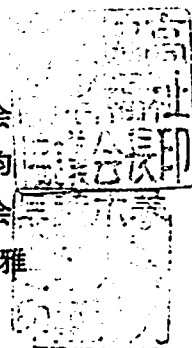
平成27年7月14日

岩手県社会福祉協議会高齢者福祉協議会

会長 渡辺 均

岩手県社会福祉協議会高齢者福祉協議会

養護老人ホーム部会 部会長 久保 喜雅



県内の各市町村議会議員 様

(岩手県社会福祉協議会高齢者福祉協議会 養護老人ホーム部会施設)

養護老人ホーム 清和荘	院長 熊谷千代
養護老人ホーム 松寿荘	施設長 高橋昌弘
養護老人ホーム 葛葉荘	院長 堀口裕之
養護老人ホーム 玉寿荘	施設長 佐藤正敏
養護老人ホーム はなまき荘	施設長 高橋清子
養護老人ホーム 宝寿荘	施設長 川村峰子
養護老人ホーム 北星荘	施設長 小原敏弥
養護老人ホーム 寿水荘	施設長 小田代将正
養護老人ホーム 江寿園	施設長 伊藤 靖
養護老人ホーム こはぎ荘	施設長 及川みよし
養護老人ホーム 東山荘	施設長 小野寺正則
養護老人ホーム 祥風苑	施設長 小松秀子
養護老人ホーム 長寿の森吉祥園	施設長 遠藤利則
養護老人ホーム 五葉寮	施設長 久保喜雅
養護老人ホーム 清寿荘	院長 柳澤良文
養護老人ホーム 紅梅荘	施設長 中田美保子
養護老人ホーム 養寿荘	施設長 根井 元

添付資料

1. 平成 26 年 3 月 27 日 消費税率の引き上げに伴う「老人保護措置費支弁基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」の取り扱いについて(写し)
(厚生労働省老健局高齢者支援課)
2. 平成 26 年 6 月 19 日 消費税率の引き上げに伴う「老人保護措置費支弁基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」の取り扱いについて(写し)
(岩手県保健福祉部長寿社会課総括課長)
3. (養護老人ホーム)消費税及び生活管理指導短期宿泊事業に係る調査
調査結果報告(案)
(公益社団法人 全国老人福祉施設協議会)
4. 消費税率の引き上げに伴う「老人保護措置費支弁基準」の取り扱いについて(写し)
(東北ブロック養護老人ホーム分科会委員会秋田県老施協提出資料)
5. 平成 26 年度養護老人ホームにおける老人保護措置費支弁月額の改定について(通知) (写し) (岡山市保健福祉局高齢者福祉課)
6. 要望書 消費税増税に伴う養護老人ホームの基準単価への対応について(写し) (島根県老人福祉施設協議会・養護老人ホーム部会)

事 務 連 絡

平成26年3月27日

各都道府県・指定都市・中核市

養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当課（室）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

消費税率の引き上げに伴う「老人保護措置費支弁基準」及び
「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」の取扱いについて

平素より老人福祉行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

標記の件については、平成26年4月以降の取扱いについて、都道府県や事業者からお問い合わせをいただいていたところです。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームの運営費等については、いわゆる三位一体の改革により、軽費老人ホーム事務費補助金については平成16年度に、また、養護老人ホーム等保護費負担金については平成17年度に、それぞれ一般財源化され、現在では地方交付税により財政措置(※)がなされております。

そのため、一般財源化されて以降は、技術的助言として通知した「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号）及び「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成20年5月30日老発第0530003号）においてお示しした「老人保護措置費支弁基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」について、その後の社会経済情勢や地域の実情等も勘案し、各自治体の判断において改定いただいているところです。

消費税率の8%への引き上げに伴う地方財政措置の対応については、総務省から、平成26年度の地方交付税において措置する予定であること、また、具体的な地方交付税の算定結果については、例年のスケジュールどおり7月頃に確定する予定であることについて説明を受けております。

各都道府県・指定都市・中核市におかれましては、上記を踏まえ、「老人保護措置費支弁基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」につきまして、適切に改定していただきますようお願い致します。

※ 養護老人ホーム及び軽費老人ホームに係る経費については、地方交付税の算定で必要となる単位費用（地方団体が標準的な行政を行う場合に必要な一般財源の額）に計上するとともに、養護老人ホームの被措置者数に応じた補正を行うことで各地方団体の需要額を算定（別添参照）。

(別 添)

第四款 高齢者保健福祉費

第一項 単位費用算定基礎

高齢者保健福祉費の測定単位は「65歳以上人口」及び「75歳以上人口」であり、「75歳以上人口」を測定単位とするものにあつては後期高齢者医療制度に係る経費を、「65歳以上人口」を測定単位とするものにあつてはその他的高齢者保健福祉に係る経費一般を算定することとしている。

65歳以上人口を測定単位とするもの

第一 単位費用算定の概要

- 1 標準団体の行政規模は、65歳以上人口440,000人と想定している。
- 2 単位費用は、標準団体の一般財源所要額を22,038,145千円と見込み、50,100円とした。

第二 本年度主要改定内容

- 1 指定居宅サービス事業者等の指定等、報告命令、立ち入り検査等の都道府県事務を指定都市及び中核市へ移管したことに伴う増減への反映

第三 行政事務内容

細目	細節	行政事務内容	根拠法令
1. 高齢者福祉費	(1) 高齢者福祉対策費	高齢者福祉事務に従事する職員の設置及び指導調査に関する事務、地域福祉施策を推進する事務並びに老人クラブの健全な発展を期するための助成等に関する事務、高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する事務	老人福祉法、 高齢者虐待防止、 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
	(2) 高齢者施設福祉事業費	老人ホームに収容した者に対する保護費及び実施に関する事務（介護保険に係るものを除く。）	老人福祉法
2. 高齢者保健費	高齢者保健費	高齢者保健に関する事務（介護保険に係るものを除く。）	高齢者医療確保法
3. 介護保険費	介護保険費	介護保険の給付その他の実施に関する事務	介護保険法
4. 活性化推進事業費	活性化推進事業費	地域における高齢者の安心な暮らしの実現に関する事務	

第四 標準団体行政規模

項目	行政規模
65歳以上人口	440,000人
要支援・要介護者数	88,665人

第五 職員配置

細目	細節	課長	職員		合計
			A	B	
1. 高齢者福祉費	高齢者福祉対策費	1	5	4	10
2. 高齢者保健費	高齢者保健費		9	3	12
3. 介護保険費	介護保険費		2	7	9
合計		1	16	14	31

第六 単位費用算定の基礎

(単位 千円)

細目	細節	総額	特定財源			一般財源 (A)	単位費用 (円) (A)÷440,000人
			国庫支出金等	使用料 手数料	計		
1. 高齢者福祉費	(1) 高齢者福祉対策費	402,680	42,824		42,824	359,856	818
	(2) 高齢者施設福祉事業費	704,830			0	704,830	1,602
2. 高齢者保健費	高齢者保健費	371,957			0	371,957	845
3. 介護保険費	介護保険費	19,900,248	26,796	4,298	31,094	19,869,154	45,157
4. 活性化推進事業費	活性化推進事業費	732,348			0	732,348	1,664
合計		22,112,063	69,620	4,298	73,918	22,038,145	50,100
内 給与費		204,900			0	204,900	466
内 其他		21,907,163	69,620	4,298	73,918	21,833,245	49,621

75歳以上人口を測定単位とするもの

第一 単位費用算定の概要

- 1 標準団体の行政規模は、75歳以上人口260,000人と想定している。
- 2 単位費用は、標準団体の一般財源所要額を24,841,131千円と見込み、95,500円とした。

第二 本年度主要改定内容

主要改正事項なし

第三 行政事務内容

細目	細節	行政事務内容	根拠法令
高齢者保健費	高齢者保健費	後期高齢者医療費の給付等に関する事務	高齢者医療確保法

第四 標準団体規模

項目	行政規模
75歳以上人口	260,000人

第五 単位費用算定の基礎

細目	細節	一般財源 (A) 千円	単位費用 (A)÷260,000人 円
高齢者保健費	高齢者保健費	24,841,131	95,500

第二項 標準団体行政経費積算内容

65歳以上人口を測定単位とするもの

(細目) 1 高齢者福祉費 (細節) (1) 高齢者福祉対策費

(単位 千円)

区分	経費	積算内容
給与	68,610	職員数10人
備用費等	248,422	高齢者虐待の防止に係る連絡調整、保健・福祉・医療総合行政推進、高齢化社会啓発、生きがい対策、高齢者就労促進、シルバーボランティア活動促進、老人クラブ等助成等
負担金、補助及び交付金	85,648	在宅福祉事業費補助金(高齢者地域福祉推進事業)
繰出計	402,680	

国庫支出金	42,824	在宅福祉事業費補助金(高齢者地域福祉推進事業)
歳入計	42,824	
翌引一般財源 a-b	359,856	

(細目)-1-高齢者福祉費 (細節)-(2)高齢者施設福祉等費 (単位 千円)

区 分	経 費	積 算 内 容
備 用 費 等	5,998	高齢者サービス連絡調整会会費等
扶 助 費	698,834	経費老人ホーム事務費 生活保護指導監査等経費(老人分)
歳 出 計	704,830	696,841 1,993

(細目)-2-高齢者保健費 (細節) 高齢者保健費 (単位 千円)

区 分	経 費	積 算 内 容
給 与 費	85,290	職員数12人
備 用 費 等	20,739	(健康増進事業) 健康診査管理指導事業 13,125 地域リハビリテーション支援体制整備 推進事業費 7,614
負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	265,928	医療費適正化推進費(特定健康診査・ 保健指導負担金) 263,920 療養病床医換助成事業交付金 2,008
歳 出 計	371,957	

(細目) 3 介護保険費 (細節) 介護保険費 (単位 千円)

区 分	経 費	積 算 内 容
給 与 費	51,000	職員数9人
負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	19,684,049	介護給付費負担金 19,153,817 財政安定化基金負担金 0 介護保険事業費補助金 46,643 地域支援事業交付金 483,589

寄 用 費 等	165,199	介護保険事業支設計画等策定、広報啓発、市町村支援、各種研修会開催等経費、介護保険審査会運営、制度施行支援事業・苦情処理業務支援事業（平成15年度一般財源化分）、介護サービス事業者等指定・指導等経費、地域ケア整備構想策定に必要な経費、療養病床再編成に向けた支援措置経費	
			117,489
		在宅福祉事業費補助金（介護予防・地域支え合い事業（平成18年度の一般財源化分））	47,710
繰 出 計 a	19,900,248		
国 庫 支 出 金	26,796	介護保険事業費補助金	26,796
		財政安定化基金負担金	0
使用料及び手数料	4,298	介護保険法関係手数料	
繰 入 計 b	31,094		
控引一般財源 a-b	19,869,154		

(細目) 4 活性化推進事業費 (細節) 活性化推進事業費

(単位 千円)

区 分	経 費	積 算 内 容
寄 用 費 等	732,348	高齢者の生きがい対策、良質な介護を可能とするマンパワーの充実確保対策など高齢者の安心な暮らしの実現に関する事業
繰 出 計	732,348	

● 三位一体の改革に係る影響額 (再掲)

(単位 千円)

年度	細目・細節等	国庫補助負担金	平成25年度における影響額
15	[3 介護保険費]	在宅福祉事業費補助金 介護予防・地域支え合い事業(生きがい活動補助員) 【京支出見合い】	- 47,675
	3 介護保険費	①介護保険事業費補助金 制度施行支援事業・苦情処理業務支援事業	18,200
			(小計) - 29,475
16	1 高齢者福祉費	②軽費老人ホーム事務費補助金	232,280
	(2)高齢者施設福祉事業費 [3 介護保険費]	在宅福祉事業費補助金 介護予防・地域支え合い事業費(生きがい活動支援 巡回事業)【京支出見合い】	- 24,050
			(小計) 208,230

17.	② 高齢者福祉費 (2) 高齢者福祉福祉 事業費	養老老人ホーム施設費【県支出見合い】	- 204,075
		在宅福祉事業費補助金 介護予防・地域支え合い事業費(緊急通報体制 整備事業、高齢者等の生活支援事業) 【県支出見合い】 生活支援ハウス運営等費【県支出見合い】	- 77,120 - 10,251
	③ 介護保険費	(小計)	- 291,446
			合 計
18	3 介護保険費	③在宅福祉事業費補助金 介護予防・地域支え合い事業費	23,855
		在宅福祉事業費補助金 介護予防・地域支え合い事業費 (日常生活用具給付等事業)【県支出見合い】	- 2,715
	1 高齢者福祉費 (1) 高齢者福祉 対策費	④ 介護予防対策事業費等補助金 地域リハビリテーション支援体制整備推進事業費	3,807
	2 高齢者保健費	⑤ 介護給付費負担金	2,783,112
	3 介護保険費	(小計)	2,808,059

※地域介護・福祉空間整備等交付金については施設整備事業費で対応。
 ※影響額には県支出金分も含めている。

75歳以上人口を測定単位とするもの

(細目) 高齢者保健費 (細部) 高齢者保健費 (単位: 千円)

区一分	一経 費	積 算 内 容
負 担 金、 補 助 及 び 交 付 金	24,837,436	(後期高齢者医療給付費負担金) 後期高齢者医療給付費負担金 20,122,762 (高額医療費等負担金) 高額医療費負担金分 1,110,341 財政安定化基金分 363,424 不均一保険料助成分 4,464 (保険基盤安定事業) 保険基盤安定事業負担金 3,236,445
借 入 費 等	3,695	(後期高齢者医療制度施行関係経費) 施行事務経費(後期高齢者医療 寄附会関係経費) 3,695
総 出 計	24,841,131	

第四款 高齢者保健福祉費

第一項 単位費用算定基礎

高齢者保健福祉費の測定単位は「65歳以上人口」及び「75歳以上人口」であり、「75歳以上人口」を測定単位とするものにおいては後期高齢者医療制度に係る経費を、「65歳以上人口」を測定単位とするものにおいてはその他の高齢者保健福祉に係る経費一般を算定することとしている。

65歳以上人口を測定単位とするもの

第一 単位費用算定の概要

- 1 標準団体の行政規模は、65歳以上人口26,000人と想定している。
- 2 単位費用は、標準団体の一般財源所要額を1,768,965千円と見込み、68,000円とした。

第二 本年度主要改定内容

- 1 職員数の見直しを行ったこと。

第三 行政事務内容

細目	細節	行政事務内容	根拠法令
1. 高齢者福祉(保健)費	(1) 高齢者福祉(保健)費	高齢者福祉及び高齢者保健(介護保険に係るものを除く。)に関する事務職員の設置並びに指導調査に関する事務、地域福祉施策を推進する事務及び老人クラブの健全な発展を期するための助成等に関する事務	老人福祉法、高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、高齢者医療確保法
	(2) 高齢者施設福祉事業費	老人ホームに収容した者に対する保護費及び実施に関する事務(介護保険に係るものを除く。)	老人福祉法
2. 介護保険費	介護保険費	介護保険の給付その他の実施に関する事務	介護保険法
3. 活性化推進事業費	活性化推進事業費	地域における高齢者の安心な暮らしの実現に関する事務	

第四 標準団体規模

項目	行政規模
65歳以上人口	26,000人
養護老人ホーム措置者数	月 54人
要支援・要介護者数	3,882人

第五 職員配置

細目	細節	(単位 人)			
		課長	職員 A	職員 B	合計
1. 高齢者福祉費	高齢者福祉対策費	1	5	17	23
2. 介護保険費	介護保険費	-	3	9	12
合計		1	8	26	35

第六 単位費用算定の基礎

(単位 千円)

細目	細節	総額	特定財源			一般財源 (A)	単位費用 (円) (A) ÷ 28,000人
			国庫支出金等	使用料 手数料	計		
1. 高齢者福祉(保健)費	(1) 高齢者福祉(保健)費	319,102	4,260	—	4,260	314,842	12,109
	(2) 高齢者施設福祉事業費	117,083	—	—	—	117,083	4,503
2. 介護保険費	介護保険費	1,289,795	1,179	—	1,179	1,288,616	49,562
3. 活性化推進事業費	活性化推進事業費	48,424	—	—	—	48,424	1,862
合計		1,774,404	5,439	—	5,439	1,768,965	68,000
内訳	給与費	201,470	—	—	—	201,470	7,749
	その他	1,572,934	5,439	—	5,439	1,567,495	60,288

75歳以上人口を測定単位とするもの

第一 単位費用算定の概要

- 1 標準団体の行政規模は、75歳以上人口15,000人と想定している。
- 2 単位費用は、標準団体の一般財源所要額を1,276,996千円と見込み、85,100円とした。

第二 本年度主要改定内容

- 1 主要改正事項なし

第三 行政事務内容

細目	細節	行政事務内容	根拠法令
高齢者保健費	高齢者保健費	後期高齢者医療費の給付等に関する事務	高齢者医療確保法

第四 標準団体規模

項目	行政規模
75歳以上人口	15,000人

第五 単位費用算定の基礎

(単位：千円)

細目	細節	総額	特定財源			一般財源 (A)	単位費用 (円) (A) ÷ 15,000
			国庫支出金等	使用料 手数料	計		
高齢者保健費	高齢者保健費	1,281,365	4,369	—	4,369	1,276,996	85,100

第二項 標準団体行政経費積算内容

65歳以上人口を測定単位とするもの

(細目) 1 高齢者福祉費

(細節) (1) 高齢者福祉(保健)費

(単位 千円)

区 分	経 費	積 算 内 容
給 与 費	133,010	職員数23人(保健師13人を含む。)
賃 金	6,150	保健師(非常勤、市町村保健活動関係を含む。)
需 用 費 等	173,552	高齢者虐待防止対策、保健・福祉・医療総合行政推進、高齢化社会啓発、生きがい対策、高齢者就労促進、ボランティア活動促進、老人クラブ等助成、高齢者保健福祉マンパワー養成・確保対策、高齢者就業対策、在宅福祉事業費(三位一体改革)
負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	6,390	在宅福祉事業費補助金(高齢者地域福祉推進事業)
歳 出 計 a	319,102	
国 庫 支 出 金	2,130	在宅福祉事業費補助金(高齢者地域福祉推進事業)
県 支 出 金	2,130	在宅福祉事業費補助金(高齢者地域福祉推進事業)
歳 入 計 b	4,260	
差引一般財源 a-b	314,842	

(細目) 1 高齢者福祉費

(細節) (2) 高齢者施設福祉事業費

(単位 千円)

区 分	経 費	積 算 内 容
需 用 費 等	474	備品購入費等
扶 助 費	116,609	<u>養護老人ホーム保護費(施設葬祭費を含む)</u> 114,535 <u>軽費老人ホーム施設事務費</u> 2,074
歳 出 計	117,083	

(細目) 2 介護保険費

(細節) 介護保険費

(単位 千円)

区 分	経 費	積 算 内 容
給 与 費	68,460	職員数12人

需用費等	145,485	介護保険事業計画等策定旅費・システム保守管理等経費、広報啓発、介護相談員等人材育成確保事業、事業者参入促進対策、介護予防関連事業、要介護認定円滑化事業、介護予防・地域支え合い事業費（三位一体改革影響）、ホームヘルパー活動促進、在宅介護支援 など	
負担金、補助金及び交付金	1,075,850	介護給付費負担金 介護保険事務費 地域支援事業交付金 介護保険事業費補助金	972,351 74,586 27,341 1,572
歳出計 a	1,289,795		
国庫支出金	786	介護保険事業費補助金	786
県支出金	393	介護保険事業費補助金	393
歳入計 b	1,179		
差引一般財源 a - b	1,288,616		

(細目) 3. 活性化推進事業費 (細節) 活性化推進事業費

(単位 千円)

区分	経費	積算内容
需用費等	48,424	高齢者の生きがい対策事業、良質な介護を可能とするマンパワーの充実確保対策事業
歳出計	48,424	

● 三位一体の改革に係る影響額 (再掲)

(単位 千円)

年度	細目・細節等	国庫補助負担金	平成25年度における影響額
15	3 介護保険費	①在宅福祉事業費補助金 介護予防・地域支え合い事業(生きがい活動援助員)	8,087 (小計) 8,087
16	1 高齢者福祉費 (2) 高齢者施設福祉事業費 3 介護保険費 3 介護保険費	②軽費老人ホーム事務費補助金 ③在宅福祉事業費補助金 介護予防・地域支え合い事業費(生きがい活動支援 通所事業) ④介護保険事務費交付金	 691 5,365 37,293 (小計) 43,349

17	1 高齢者福祉費 (2) 高齢者施設福祉 事業費	⑤ 養護老人ホーム保護費 (施設運営費含む)	68,047
	3 介護保険費	⑥ 在宅福祉事業費補助金 介護予防・地域支え合い事業費 (緊急通報体制 整備事業、高齢者等の生活支援)	13,146
		(小計)	81,193
18	1 高齢者福祉費 (1) 高齢者福祉 対策費	⑦ 在宅福祉事業費補助金 介護予防・地域支え合い事業費 (日常生活用具給付等事業)	230
		(小計)	230
合 計			132,859

75歳以上人口を測定単位とするもの

(細目) 高齢者保健費

(細節) 高齢者保健費

(単位 千円)

区 分	経 費	積 算 内 容
負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	1,231,906	(後期高齢者医療給付費負担金等) 後期高齢者医療給付費負担金 1,160,929 後期高齢者医療制度事業費補助金 8,738 (保険基金安定事業) 保険基金安定事業負担金 62,239
需 要 費 等	49,459	(後期高齢者医療制度施行関係経費) 広域連合への分担経費 (事務所運営費、システム機器リース費、 旅費、消耗品費、被保険者証作成経費、制度周知用冊子・リー フレット等印刷製本費 等) 施行事務経費 (納付書作成経費、口座振替関係経費 等) 49,459
歳 出 計 a	1,281,365	
国 庫 支 出 金	4,369	後期高齢者医療制度事業費補助金 4,369
歳 入 計 b	4,369	
差引一般財源 a - b	1,276,996	

第四節 高齢者保健福祉費

単位費用	(65歳以上人口)	65,600円	測定単位	65歳以上人口
	(75歳以上人口)	81,400円		75歳以上人口

第一款 65歳以上人口を測定単位とするもの

適用する補正は、段階補正、密度補正、普通態容補正、事業費補正及び数値(65歳以上人口)急増補正Iである。

算式 段階補正係数×普通態容補正係数+(密度補正係数-1)+(事業費補正係数-1)÷
(数値(65歳以上人口)急増補正I係数-1)

第一項 段階補正

測定単位である65歳以上人口の段階ごとの職員数を第一表のように定め、各段階における財政需要額を第二表のとおり積算して、当該財政需要額をそれぞれの段階の測定単位で除して得た単位当たり費用を基礎として、第三表のとおり段階補正係数算出表を定めた。

なお、係数の設定に当たっては一般財源化の影響を加味している。

第一表 65歳以上人口段階ごとの職員配置表

65歳以上人口段階	区分	課長	職員A	職員B	合計
	人	人	人	人	人
2,100	—	—	2	8	10
3,100	—	—	3	9	12
5,300	—	—	4	13	17
8,100	1	1	5	15	21
26,000 (標準団体)	1	1	8	27	36
66,000	2	2	16	58	76
110,000	3	3	24	87	114
270,000	7	7	55	199	261
540,000	13	13	104	377	494

第二表 65歳以上人口段階ごとの財政需要額

(単位：一般財源は千円、単位当費用は円)

経費区分	人口段階									
	2,100	3,100	5,300	8,100	26,000 (標準団体)	66,000	110,000	270,000	540,000	
給与費	58,560	72,000	101,280	129,350	217,190	455,500	683,250	1,564,970	2,960,750	
65歳以上人口 比例経費	88,744	131,003	223,973	342,298	1,098,734	2,789,094	4,648,490	11,409,930	22,819,860	
その他の経費	45,964	56,732	81,881	104,807	388,949	463,422	601,456	1,144,320	1,551,306	
一般財源計	193,268	259,735	407,134	576,455	1,704,873	3,708,016	5,933,196	14,119,220	27,331,916	
単位当費用Z	92,032	83,785	76,818	71,167	65,600	56,182	53,938	52,293	50,615	
Z/単位費用	1.403	1.277	1.171	1.085	1.000	0.856	0.822	0.797	0.772	

第三表 段階補正係数算出表

(1) 65歳以上人口が26,000人を超える団体					
26,000 ~	66,000人	$\frac{1}{P}$	(0.76 P+	6,240)
66,000 ~	110,000人	$\frac{1}{P}$	(0.77 P+	5,580)
110,000 ~	270,000人	$\frac{1}{P}$	(0.78 P+	4,480)
270,000人 ~		$\frac{1}{P}$	(0.75 P+	12,580)
(2) 65歳以上人口が26,000人に満たない団体					
26,000 ~	8,100人	$\frac{1}{P}$	(0.96 P+	1,040)
8,100 ~	5,300人	$\frac{1}{P}$	(0.90 P+	1,283)
5,300 ~	3,100人	$\frac{1}{P}$	(1.02 P+	806)
3,100 ~	2,100人	$\frac{1}{P}$	(1.02 P+	806)
2,100 ~	950人	$\frac{1}{P}$	(1.08 P+	680)

(注1) P=当該団体の65歳以上人口

(注2) 段階補正係数が1.796を超えるときは、1.796とする。

第二項 密度補正

密度補正は、居宅等・施設別の介護サービス受給者数の密度、養護老人ホーム被措置者数の密度及び生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)施設数の密度による補正を適用する。

この補正は、65歳以上人口を測定単位として高齢者保健福祉費に係る基準財政需要額を算定する場合に、65歳以上人口と介護サービス受給者数、養護老人ホーム被措置者数及び生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)施設数が必ずしも比例しない事情があるため、標準団体に算入されている介護給付費負担金等に係る経費及び養護老人ホーム被措置者数を基準として、居宅等・施設別の介護サービス受給者数、養護老人ホーム被措置者数の多寡により需要額を割増し又は割落とするため、及び生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)施設数により需要額を割増しするために適用する。

算式

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正係数}-1) = & \frac{1}{A \times 65,600\text{円}} \times \left\{ C \times 0.840 \times \left(B - 54\text{人} \times \frac{A}{26,000\text{人}} \right) \right\} \\
 & + \frac{1}{A \times 65,600\text{円}} \times \left\{ E \times 169,600\text{円} + F \times 495,600\text{円} + (E+F) \times 18,200\text{円} \right. \\
 & \left. - 988,604\text{千円} \times \frac{A}{26,000\text{人}} \right\} + \frac{1}{A \times 65,600\text{円}} \times (G \times 3,796,000\text{円} \\
 & + H \times 4,806,000\text{円} + I \times 7,569,000\text{円}) \\
 = & \frac{\left(\frac{0.84}{A} \times B \times 10 - 0.017 \right) \times D + \left(\frac{2.863}{A} \times E + \frac{7.832}{A} \times F - 0.580 \right)}{\times} \\
 & + \frac{57.866 G + 73.262 H + 115.381 I}{A}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{※} &= 2,428,000\text{円} \times \left(\frac{0.840 \times B}{65,600\text{円} \times A} - \frac{0.840 \times 54\text{人}}{65,600\text{円} \times 26,000\text{人}} \right) \\ &= 24,280 \times \left(\frac{0.840 \times B}{656 \times A} - \frac{45.36}{656 \times 26,000} \right) \\ &= 2,428 \times \left(\frac{0.840 \times B \times 10}{656 \times A} - \frac{45.36}{656 \times 2,600} \right) \\ &= 3.701 \times \left(\frac{0.840 \times B \times 10}{A} - 0.017 \right) \end{aligned}$$

算式の符号

- A: 当該団体の測定単位の数値
- B: 当該団体の平成24年4月1日現在の養護老人ホーム被措置者数
- C: 養護老人ホーム被措置者1人当たり算入単価 2,428,000円
- D: 3.701
- 65,600円: 単位費用
- 0.840: 養護老人ホームに係る援護率(費用徴収分を控除した割合) (1 - 0.160)
- 54人: 標準団体における養護老人ホーム被措置者数
- E: 当該団体の居宅介護等サービス受給者数(地域密着型介護サービス受給者数を含む。)
- F: 当該団体の施設介護サービス受給者数
- 169,600円: 居宅介護等サービス受給者1人当たりの介護給付費負担金単価
- 495,600円: 施設介護サービス受給者1人当たりの介護給付費負担金単価
- 18,200円: 介護サービス受給者1人当たりの介護保険事務費単価
- 988,604千円: 標準団体において算入されている介護給付費負担金及び介護保険事務費の額
- G: 年間平均利用者数が5人以下の生活支援ハウス施設数
- H: 年間平均利用者数が6~10人以下の生活支援ハウス施設数
- I: 年間平均利用者数が11人以上の生活支援ハウス施設数
- 3,796,000円: Gに係る1施設当たりの運営費単価
- 4,806,000円: Hに係る1施設当たりの運営費単価
- 7,569,000円: Iに係る1施設当たりの運営費単価

第三項 音通・趣容補正

行政質量差及び行政機能差につき、1及び2に述べるところによってそれぞれ補正率を算出し、その補正率を相乗して各地域別の補正係数を算出した。

なお、補正係数の値が1.000未満となる市町村については1.000としている。

1 行政質量差

単位費用算定の基礎となった標準団体における財政需要額を給与費とその他の経費に分ち、一般財源総額に対する給与費の割合に地域手当の級地区分ごとの共通係数を乗じ、これに種地ごとの個別係数を加えて得た率を行政質量差の係数としている(第二表)。

給与費の率の算出基礎は次のとおりである。

$$\frac{\text{給与費一般財源}}{\text{一般財源総額}} = \frac{217,190\text{千円}}{1,704,873\text{千円}} = 0.127$$

第一表 地域手当の級地区分による係数算出表

地域手当の級地区分	共通係数	A × 給与費の率 0.127	機能差反映分		
			指定都市	中核市	その他の市町村
			B × 機能差率 1.049	B × 機能差率 1.048	B × 機能差率 1.000
	A	B	C	D	D
1級地	1.138	0.145	0.152	0.152	0.145
2級地	1.117	0.142	0.149	0.149	0.142
3級地	1.090	0.138	0.145	0.145	0.138
4級地	1.078	0.137	0.144	0.144	0.137
5級地	1.043	0.132	0.138	0.138	0.132
6級地	1.021	0.130	0.136	0.136	0.130
無級地	0.995	0.126	0.132	0.132	0.126

第二表 種地区分による係数算出表

種地	補正係数算式		
	指定都市	中核市	指定都市・中核市以外の市町村及び特別区
I 10	0.000300 X + 0.7140	0.000320 X + 0.6940	0.000280 X + 0.6870
I 9	0.000260 X + 0.7520	0.000260 X + 0.7510	0.000260 X + 0.7060
I 8	0.000200 X + 0.8060	0.000200 X + 0.8050	0.000200 X + 0.7600
I 7	0.000160 X + 0.8400	0.000160 X + 0.8390	0.000150 X + 0.8025
I 6	0.000160 X + 0.8400	0.000160 X + 0.8390	0.000150 X + 0.8025
I 5	0.000150 X + 0.8465	0.000150 X + 0.8455	0.000140 X + 0.8090
I 4	0.000130 X + 0.8575	0.000130 X + 0.8565	0.000130 X + 0.8145
I 3	0.000040 X + 0.8980	0.000040 X + 0.8970	0.000040 X + 0.8550
I 2	0.000160 X + 0.8560	0.000160 X + 0.8550	0.000147 X + 0.8176
I 1	0.000120 X + 0.8640	0.000120 X + 0.8630	0.000120 X + 0.8230
II 10	0.000600 X + 0.3810	0.000600 X + 0.3800	0.000560 X + 0.3750
II 9	0.000140 X + 0.8180	0.000140 X + 0.8170	0.000140 X + 0.7740
II 8	0.000160 X + 0.8000	0.000160 X + 0.7990	0.000160 X + 0.7560
II 7	0.000160 X + 0.8000	0.000160 X + 0.7990	0.000140 X + 0.7730
II 6	0.000140 X + 0.8160	0.000140 X + 0.8150	0.000140 X + 0.7730
II 5	0.000100 X + 0.8460	0.000100 X + 0.8450	0.000100 X + 0.8030
II 4	0.000100 X + 0.8460	0.000100 X + 0.8450	0.000100 X + 0.8030
II 3	0.000100 X + 0.8460	0.000090 X + 0.8510	0.000080 X + 0.8150
II 2	0.000127 X + 0.8326	0.000133 X + 0.8295	0.000127 X + 0.7916
II 1	0.000086 X + 0.8470	0.000086 X + 0.8460	0.000080 X + 0.8080

(注) Xは市町村の評点である。

2 行政機能差

(1) 指定都市

標準行政費の算定に当たっては、市町村がすべて指定都市及び中核市以外の市町村であることとして積算されているのであるから、地方自治法第252条の19第1項の規定による指定都市については、法令で定める道府県からの事務移譲に係る経費を加算しなければならない。この事務移譲に伴う所要の経費については、65歳以上人口44万人の都道府県(標準団体)の区域を市であると仮定した場合の経費(一般財源)を算出し、その額に事務移譲に係る額を加算した額を65歳以上人口44万人の市の一般財源で除して得た率をもって補正率とした。

65歳以上人口44万人の指定都市が道府県から委譲される一般財源額	1,106,616千円	A
65歳以上人口44万人の市の一般財源額	22,629,376千円	B
65歳以上人口44万人の指定都市一般財源	23,735,992千円	C A+B
機能差率 C/B =	1.049	

(2) 中核市

標準行政費の算定に当たっては、市町村がすべて指定都市及び中核市以外の市町村であることとして積算されているのであるから、地方自治法第252条の22の規定による中核市については、法令で定める道府県からの事務移譲に係る経費を加算しなければならない。この事務移譲に伴う所要の経費については、65歳以上人口44万人の都道府県(標準団体)の区域を市であると仮定した場合の経費(一般財源)を算出し、その額に事務移譲に係る額を加算した額を65歳以上人口44万人の市の一般財源で除して得た率をもって補正率とした。

65歳以上人口44万人の中核市が道府県から委譲される一般財源額	1,096,848千円	A
65歳以上人口44万人の市の一般財源額	22,629,376千円	B
65歳以上人口44万人の中核市一般財源	23,726,224千円	C A+B
機能差率 C/B =	1.048	

第四項 事業費補正

平成18年度に一般財源化された地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る施設整備事業費の元利償還金を算入することとしている。
算定方法は以下のとおりである。

算式

$$(\text{事業費補正係数}-1) = \frac{\sum_{n=18}^{23} (B_n \times C_n)}{65,600円 \times A}$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B_n：平成n年度において発行について同意又は許可を得た施設整備事業費(一般財源化分)地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る地方債の額

C_n：次の表に掲げる率

区分	18	19	20	21	22	23
市場公募都市	0.055	0.054	0.057	0.015	0.013	0.011
その他の市町村	0.098	0.099	0.075	0.015	0.013	0.011

第五項 65歳以上人口急増補正 I (数値代置)

65歳以上人口が急増している団体については、住民基本台帳登録の65歳以上人口の増加率を指標とし、65歳以上人口急増補正 I (数値代置)を行う。

今年度においては、平成24年3月31日現在の数値を平成23年3月31日現在の数値で除して得た率(65歳以上人口急増率)によって算定し、この65歳以上人口急増率が全国平均増加率1.023を超える団体について適用する。

なお、毎年最新の基礎数値を用いて補正を行っている養護老人ホーム、介護給付費負担金等については、重ねて急増補正を適用する必要がないため、補正の対象から除くこととしており、0.356を乗じることとしている。

算式

$$(\text{65歳以上人口急増補正 I 係数}-1) = \left[\frac{\text{平成24年3月31日現在の住民基本台帳登録の65歳以上人口}}{\text{平成23年3月31日現在の住民基本台帳登録の65歳以上人口}} - 1.023 \right] \times 0.356$$

算式の符号

1.023：全国平均増加率(増加団体平均)

$$0.356 = \frac{\text{標準団体一般財源-急増補正対象外経費}}{\text{標準団体一般財源}} = \frac{606,139千円}{1,704,873千円}$$

第二款 75歳以上人口を測定単位とするもの

適用する補正は、数値(75歳以上人口)急増補正 I である。

第一項 75歳以上人口急増補正 I (数値代置)

75歳以上人口が急増している団体については、住民基本台帳登録の75歳以上人口の増加率を指標として75歳以上人口急増補正 I (数値代置)を行う。

今年度においては、平成24年3月31日現在の数値を平成23年3月31日現在の数値で除して得た率(75歳以上人口急増率)によって算定し、この75歳以上人口急増率が全国平均増加率1.031を超える団体について適用する。

算式

$$(\text{75歳以上人口急増補正 I 係数}-1) = \frac{\text{平成24年3月31日現在の住民基本台帳登録の75歳以上人口}}{\text{平成23年3月31日現在の住民基本台帳登録の75歳以上人口}} - 1.031$$

算式の符号

1.031：全国平均増加率(増加団体平均)



長 第 269 号
平成 26 年 6 月 19 日

岩手県社会福祉協議会

高齢者福祉協議会 会長 渡辺 均 様

岩手県保健福祉部長寿社会課総務課長



消費税率の引上げに伴う「老人保護措置費支弁基準」及び「軽費老人ホーム
利用料等取扱基準」の取扱いについて

このことについて、別添写しのとおり各市町村あて通知しましたので、お知らせします。

長 第 269 号

平成 26 年 6 月 19 日

各 市 町 村 長 様

岩手県保健福祉部長寿社会課総括課長



消費税率の引上げに伴う「老人保護措置費支弁基準」及び「軽費老人ホーム
利用料等取扱基準」の取扱いについて

このことについて、厚生労働省老健局高齢者支援課から通知がありましたので、お知らせ
致します。

なお、同通知に記載されているとおり、養護老人ホーム等保護費負担金については、平
成 17 年度に一般財源化され地方交付税により財政措置がなされており、消費税率の 8% へ
の引き上げについても平成 26 年度の地方交付税により措置され、算定結果は 7 月頃に確定
される予定です。

つきましては、各市町村におかれましては、上記を踏まえるとともに地域の実情等を勘
案し、「老人保護措置費支弁基準」を適切に改定いただくようお願いします。

介護福祉担当 中田

電話：019-629-5441

E-MAIL：o-nakata@pref.iwate.jp

(養護老人ホーム)消費税及び生活管理指導短期宿泊事業に係る調査 調査結果報告(案)

(主旨)

新総合事業の実施に伴い、厚生労働省老健局老人保健課より介護保険最新情報 vol.450 が発出され、養護老人ホームが市区町村との委託契約の元を実施する「生活管理指導短期宿泊事業」について、平成 27 年度以降一次予防事業としての実施は不可とされ、任意事業の対象外として扱われることとなった。

また、消費増税に伴う適切な改定がなされているか否か、これらの実態を把握するべく、本調査を実施した。

(調査実施期間)

平成 27 年 4 月 21 日 (火) から平成 27 年 4 月 28 日 (火)

(回答状況)

配布数	759
回答数	390
回答率	51.38%

Q1 貴施設所在市区町村における、消費税8%となった際の対応について

- 平成 26 年 3 月 27 日付厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡「消費税率の引き上げに伴う「老人保護措置費支弁基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」の取扱いについて」において、消費増税分を見込んだ適切な改定を行うよう自治体宛発出されているところであるが、改定があったと回答した施設は全体の約 2 割にとどまっている。

改定があった	改定はない	未回答	合計
82	283	20	390
21.03%	72.56%	5.13%	100.00%

(改定がなされた市区町村、(改定確定を含む))

- 本調査で明らかになった、改定がなされた(見込みを含む)市区町村は以下のとおり。

北海道ブロック

北海道	月形町
	旭川市
	函館市
	士別市

東北ブロック

秋田県	秋田市
	横手市
	大館市
	三種市
	五城目町
宮城県	大和町
宮城県	角田市
山形県	山形市

東海・北陸ブロック

石川県	金沢市
	小松市
長野県	長野市
	諏訪市
静岡県	浜松市
滋賀県	大津市
	高島市
	日野町
	彦根市

関東ブロック

山梨県	甲府市
茨城県	日立市
群馬県	高山村
埼玉県	さいたま市
千葉県	館山市
	銚子市
神奈川県	横須賀市
	大和市

近畿ブロック

大阪府	大阪市
京都府	宇治市
兵庫県	神戸市
	伊丹市
	姫路市
和歌山県	白浜町

中国ブロック

鳥取県	倉吉市
	鳥取市
島根県	飯南町
	隠岐の島町
	川本町
	西ノ島町
	邑智郡美郷町
	浜田市
	益田市
	出雲市
	雲南市
	大田市
隠岐の島町	
米子市	
奥出雲町	
岡山県	岡山市 北区
	総社
	岡山市
広島県	広島市西区
	三原市
	広島市
	広島市
	安芸郡府中町
山口県	岩国市
	平生市
	下関市
	山陽小野田市
	長内市
	周南市
	阿武町
岩国市	

九州・沖縄ブロック

福岡県	直方市
	福岡市
長崎県	島原市
	長崎市
宮崎県	宮崎市
沖縄県	名護市

(改定された内容、自由記述)

- ・平成26年中に平成26年4月1日に遡って改定がなされた自治体も見受けられるが、平成27年4月1日から対応した自治体もあり、対応状況には既にばらつきがある。
- ・また、改定されていない施設においても、積極的に要望を行っているものの、改定が実現されていないとの回答もあった。
- ・平成29年4月には消費税10%への増の見込みもあり、現在消費増税に伴う改定がなされていない施設においては、より経営を圧迫する可能性があることから、対応が急がれる。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理料率のUP 事務費×2.0%→事務費×2.5%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年2月に、平成26年4月1日に遡って措置費支弁月額のうち、事業費（一般生活費・一般生活費冬期加算・被服費加算）・事務費（管理費）が改定された。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年4月1日に遡って措置費支弁月額が改定された
<ul style="list-style-type: none"> ・ 12月に連絡があり、4月1日遡って措置費支弁月額が改定された
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年4月1日から生活費単価が54,280-（1日52,780 1,500アップ）に改定された。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年4月1日に遡って措置費支弁月額が改定された
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設は指定管理者制度にて運営しているが、H26.4以降、消費税額相当分を指定管理料でご対応いただいています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年4月1日に遡って2市町が改定された。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島市のみ対応有（平成26年4月1日に遡って措置費支弁月額が改定された）。三沢市、庄原市、安芸高田市、世羅町、（島根県）邑南町対応なし。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年4月1日に遡って措置費の支弁月額が改定される。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年4月1日に遡って措置費支弁月額が改定された
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年4月1日に遡って措置費支弁月額が改定された
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年4月1日に遡って改訂された。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 改定有り
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度に遡り措置費支弁月額が改定されました。尚、島根県介護老人ホームは23施設ありますが松江市の2施設を除いては決定をしております。ゆえに島根は現在のところでは21施設は改定となっております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年4月1日に遡って措置費支弁月額が改定された。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年4月1日に遡って措置費支弁月額が改定された
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年4月1日に遡って措置費支弁月額が改定され、請求者です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年4月1日に遡って事務費単価が改定された（「管理費」に108/105を乗じる）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年4月1日に遡って措置費支弁月額が改定された。

<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 4 月より一般生活費が 52,780 円→54,280 円へ増額 冬期加算が 8,810 円→9,060 円へ増額 冬期加算の期間が 5 カ月 (11~3 月) で変わりはないが、軽費・ケアハウスが 7 か月 (10~4 カ月) に変更となったため本市の予算見直し、生活保護基準の改正によっては 7 か月に変更になる場合がある。
<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 12 月 19 日付の通知により、平成 26 年 4 月 1 日に遡り措置費支弁額が改定された。
<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 4 月 1 日から措置費が改定された
<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 4 月 1 日実施予定
<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 4 月 1 日に遡ってある程度増額された
<ul style="list-style-type: none"> H26.4.1 に遡って措置費支弁月額が改定されました。
<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 4 月 1 日からの適用となっている。
<ul style="list-style-type: none"> 指定管理料として、消費税増税分の予算を盛り込んでいる。
<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 4 月に遡って支給、平成 27 年度も同額予定。
<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 4 月 1 日に遡って改定予定
<ul style="list-style-type: none"> 3%分上乗せされました。(平成 26 年 4 月 1 日に遡って)
<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 4 月 1 日に遡って措置費支弁月額が改定された。
<ul style="list-style-type: none"> 広島市は平成 26 年 4 月 1 日に遡って措置費支弁月額が改定されました。
<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 4 月 1 日より生活費が改定された。
<ul style="list-style-type: none"> H26 年の冬季加算について改定された。
<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 4 月 1 日に遡って措置費支弁月額が改定された。
<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度より改定
<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 4 月 1 日に遡って措置費支弁月額が改定された。
<ul style="list-style-type: none"> 指定管理の施設のため指定管理料の事業費部分だけ増税分が増額となった。
<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 4 月 1 日に遡って措置費支弁月額が改定された
<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 4 月時点で料金が改定された
<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 4 月 1 日時点では変更はなく平成 27 年 1 月に養護老人ホームの建て替えがあり、それに関し平成 27 年 4 月より事務費の支給が 8700 円上乗せの改定がありました(身体障害は除く)。
<ul style="list-style-type: none"> H26.4.1 に遡って措置費支弁月額が改定された。民改費も同様です。
<ul style="list-style-type: none"> 老人保護措置費支弁基準(一般生活費)が改定された。
<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度に基づいて運営されています。姫路市においては増税に伴い指定管理料が改定された。
<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度の措置費・事務費管理費 100 圓/1 人アップ。事業費一般生活費 1500 円/1 人アップ。冬季加算 250 円/1 人アップに改定となった。
<ul style="list-style-type: none"> 生活管理指導短期保護事業の保護委託費が一人一日当たり 3850 円→4325 円となった。
<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 4 月 1 日に遡って、一般生活費の基準額について 3%の上乗せする額に改

定されました。（短期宿泊事業については適用されなかった）
・ 平成 27 年度の改定で消費税 8% に対応する予定とのこと。遡及の詳細については不明である。
・ 平成 26 年 4 月 1 日に遡って措置費支弁月額が改定された。
・ 平成 27 年 4 月 1 日から措置費支弁月額及び冬季加算額（11 月～3 月）が改定された。
・ 平成 26 年 4 月より支弁額が改定された。
・ 平成 26 年 4 月 1 日に遡って事務費・事業費共に措置費支弁額が改定された。
・ 指定管理料の中に保護措置費相当分が含まれている。市への予算要求で消費税引き上げ分の増額が認められた。
・ H26.4.1 より措置費（人件費、管理費）の改定あり
・ 平成 26 年 4 月 1 日に遡って措置費の支弁月額が改定される。
・ 平成 26 年 4 月 1 日に遡って措置費支弁月額が改定された
・ 広島市および東広島市の措置者の方のみ「0.9%」事務費・生活費がアップとなった。上記について、三原市高齢者福祉課へ問い合わせをしましたが、「（三原市としては）措置費改定の予定は今のところありませんが、他の市町の動向を見ながら、改定するか否か決定させていただきます…」とのこと。
・ 平成 26 年 4 月 1 日に措置費支弁月額が改定されている。
・ 平成 26 年 4 月 1 日に遡って改定された。
・ 鳥取市では平成 27 年度より措置費支弁月額が改定される
・ 平成 26 年 4 月 1 日に遡って措置費の支弁月額が改定された。
・ 平成 26 年 4 月 1 日に遡って事務費単価が改定された
・ 現在、指定管理者として運営をしており、増税の際に指定管理料の一部について増額をして頂けた。（年間で 24000 円の増額）
・ 平成 26 年 4 月 1 日に遡って改定された
・ 平成 26 年 4 月 1 日に遡って措置支弁額が改定された。
・ 平成 26 年 4 月 1 日に遡って措置支弁額が改定された。対応～（広島市、府中町、東広島市について）
・ 平成 27 年 4 月より措置費支弁月額が改定されました。
・ 市町村との生活感知指導短期宿泊事業の平成 26 年度の業務委託料の単価を 3,810 円から 3,919 円にさせていただきました。
・ 例同様 平成 26 年 4 月 1 日に遡って措置費が改定されました。
・ H26.4.1 に遡って措置費支弁月額が改定され、3 月に遡及して支給されました。
・ 平成 26 年 4 月 1 日に遡って、措置費支弁月額が改定された。
・ 平成 26 年 4 月 1 日に遡って措置費支弁月額が改定された。
・ 平成 26 年 4 月 1 日に遡って措置費支弁月額が改定された
・ 平成 27 年 4 月 1 日より措置費支弁月額が改定になった

・ 平成 26 年 4 月 1 日に遡って措置費支弁月額が改定された
・ H26.04.01 に遡及して措置費支弁月額及び生活費が改定された。
・ 入所者数減に伴い、平成 26 年 4 月 1 日に遡って措置費支弁月額が改定された。
・ 平成 26 年 4 月 1 日に遡って措置費支弁月額が改定された。
・ 平成 27 年 4 月 1 日から措置費支弁月額が改定された
・ 平成 26 年 4 月 1 日に遡って措置費支弁月額が改定された
・ 今年度（平成 27 年度）より措置費支弁月額の改定を行うとの話を聞いている。平成 26 年度分は対応できないとのこと
・ 平成 26 年 4 月 1 日に遡って措置費支弁月額が改定された
・ 改定なし
・ 今年 2 月の研修にて適切な改定について兵庫県から説明はありましたが、措置費支弁月額の改定は未だになし
・ 当初生活費について改定する連絡がありましたが、まだ改定されていません
・ 特にございません
・ 問い合わせに対し改定の予定がない旨回答を受けている
・ 全く対応なし。確認、交渉したが、通知を見せても「宛先が中核市までになっているのでうちは関係ない。」と責任が市町村に移行したことについての自覚がない。「県に確認する。」と言って、そのまま対応しようとしないので、施設から県に確認し、市町村の責任であることを市に伝えたが、「他の市町村との兼ね合いもあるから、勝手にかえられない」と、無責任。

Q2 生活管理指導短期宿泊事業(類する事業も含む。以下同じ)について

- ・ 生活管理指導短期宿泊事業について知っている（「1. はい」）と答えた施設は約 7 割近くであった。

1. はい	2. いいえ	未回答	合計
267	117	1	385
69.35%	30.39%	0.26%	100.00%

Q3 生活管理指導短期宿泊事業の実施状況

- ・ 生活管理指導短期宿泊事業を施設所在市区町村で実施しているか否かについて、実施している施設（市区町村）（「1. はい」）が約 6 割に上っている。

1. はい	2. いいえ	未回答	合計
222	156	7	385
57.66%	40.52%	1.82%	100.00%

Q4 生活管理指導短期宿泊事業を実施している施設について、平成 24 年度から平成 26 年度までの実績延人数及びその適用条件

- 生活管理指導短期宿泊事業を実施している施設において、対象者を 1 名 1 日の場合を 1 とし、カウントした場合の延人数は以下に示すとおりとなっており、平成 24 年度から平成 26 年度では約 1.7 倍、16,000 人（泊）の増となっている。

平成 24 年度 延人数	平成 25 年度 延人数	平成 26 年度 延人数	…A	実施してい る施設数(Q 3より)	…B
20,624	23,674	36,672		216	

- この延人数（A）を 365 日で除すると、本調査において生活管理指導短期宿泊事業を実施している施設全体で、平成 26 年度では 1 日 100 人を受け入れていることとなる。
- また、実施している施設数 216 施設（B）で延人数（A）を除すると、平成 26 年度では、1 施設あたり 170 人（泊）受け入れていることとなり、泊数でいえば、ほぼ半年にあたる（170 泊÷30 日）。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 日あたり延人数 (A/365 日)	57	65	100
1 施設あたり延人数 (A/B)	95	110	170

（適用要件、自由記述）

- 適用要件については、以下に示すとおり

みやき町地域包括支援センターによる

<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該市に住所を有するおおむね 65 歳以上の在宅高齢者 基本的な生活習慣が欠如し又は対人関係が成立していない等のため、生活習慣等の指導が必要であり 日常生活において当該指導を受けることができないもの（以下を除く） <ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護・要支援を受けている者 ・ 感染性疾患を有する者 ・ 入院加療を必要とする者 ・ 他の利用者に著しい迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者 ・ その他、市長が不適切と認める者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設における 7 日間程度の日常生活に対する指導・支援の実施 ・ 利用者負担 1 日あたり 380 円及び食費等の実費分 ・ 市負担 1 日あたり 3810 円 ・ 利用者の基本は、介護認定を受けていない者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会適応が困難な高齢者に対して
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村判断による。虐待による緊急避難等
<ul style="list-style-type: none"> ・ ショート利用内容：体調不良時や基本的な生活習慣が欠如している者を一時的に保護する H27.4.1 から町立から社会福祉法人に移管されましたので実績は不明です
<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災による家消失のため、3 名（夫婦、子）→サポートセンターが付き在宅（アパート）となる 子からの虐待 1 名（男性）→自宅へ戻る 夫からの虐待 1 名→入所に至る
<ul style="list-style-type: none"> ・ （別件ですが） 救護施設・・・（生活保護法による措置施設）では昨年度（26 年度）の人事院勧告に伴い 事務費の見直し（増額が 4 月に逆上って）がありましたが、同じ措置施設である養護老人ホームでは 見直しがされていない。自治体に改定を求めるも理解されない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不明
<ul style="list-style-type: none"> ・ 24 年 生保 1 人（12 日） 25 年 生保 1 人（3 日）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅が火事の為、修繕する間 5 日間利用
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設では、特養で短期宿泊事業の受け入れを行っている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 概ね 65 歳以上の方で、基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、社会適用が困難な要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められた方。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 独居であったが、生活一般が困難になる ・ 自宅が火災となり、住む所がなくなる ・ 2人くらしの息より暴力をふるわれ、自宅での生活が困難となる ・ 同居していた者が入院し、自分一人では生活困難となる
<ul style="list-style-type: none"> ・ 概ね65歳以上で要介護状態に該当しない方のうち、要介護状態に陥ることを予防するための指導を希望する方、体調調整を図る必要がある方、又は家族等の事情により、一時的に単身となる方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状は、入所前に本人の施設適応を確認する為に本制度を適用している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 金銭管理が難しく、独居生活が困難であること。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的理由等により（詳細は必要に応じて）一時的に養護する必要が生じた世帯の高齢等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待を受けるなど家庭内で生活することが困難な65歳以上の人
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家事のほとんどを担っていた夫が入院し独居となった。一人で過ごすことへの不安が大きく、親戚の協力も十分に得られない。 ・ 自宅における一人暮らしの生活が困難な状況にあり、基本的な生活習慣を身に付けてもらうため
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用については、市町からの依頼による。依頼で多い要件は、「息子又は嫁による暴力」により、一時避難的な利用。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 24年度 病院退院後介護者がいないため ・ 26年度 ①介護者がいない②認知症があり親族から援助が得られない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 心身状態に変化があり、浮き沈みが見られる。また、高齢者虐待による一時避難のため。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者がいれば契約する形となっており、ここ数年受入がないため詳細不明（26年度三沢市からの依頼は全体で1件のみとのこと）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市に住民登録し、市内に居住するおおむね65歳以上の者であって（1）良好な対人関係を形成できないことにより要介護状態になる可能性が高い者（2）一時的に体調調整が必要な者（3）生活習慣を改善する必要のある者（4）対人関係について矯正する必要のある者（5）緊急的に短期入所を要する者、その他市長がそれらに準ずると認める者。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅の虚弱又は一人暮らしの高齢者等に対し、一時的に宿泊させ生活習慣等指導を行うと共に体調の調整を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣指導
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住環境の悪化 ・ 家族関係の不和（虐待を含む）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙のとおり
<ul style="list-style-type: none"> ・ 癌末期のため短期入所。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭内暴力（非虐待）介護放棄、独居者の退院直後の養生、無銭飲食の保護、生き倒れ保護、独居自宅開催後避難生活

<ul style="list-style-type: none"> 町からの依頼により実施している。 施設としては、本人の意志確認等面接を行っている
<ul style="list-style-type: none"> 所在市区町村では事業を実施しているが、当施設では契約を締結していない。
<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> 生活管理支援 虐待防止
<ul style="list-style-type: none"> 概ね 65 才以上の要支援高齢者等で、体調不良等により居宅での生活が一時的に困難になった もので、生活習慣の指導や体調調整などを行い、心身の健康保持及び、介護予防並びに 居宅生活の自立支援を必要とするもの。 具体的には、退院後の体調調整を目的とするものが多く、年に 1 人くらいはネグレクトへの対応もある。
<ul style="list-style-type: none"> 事業対象者は町内に住所を有する在宅高齢者であって、介護保険制度における要介護認定等で対象外となった者又は要介護認定等の申請を行わない者のうち、身体等に何らかの障害があり、日常生活に対する指導、支援を要する高齢者で次のいずれかに該当する者 <ol style="list-style-type: none"> ひとり暮らしの者 同居家族全員が高齢者のみで構成される世帯の者 同居者が障害等により援助できない者 その他町長が必要と認めた者
<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> 救護施設から入所希望であり、これまで施設を転々とされていた経緯あり体験的に利用。 御家族が長期間不在のため、その間の利用 養護施設退所後、在宅生活していたが、金銭的に生活困難となり、各養護世帯管理事業を転々と利用 当施設に入所の意向あり、空床待ちのための利用 病院入院されていたが、退院後在宅での生活が困難、入所待ちのための利用
<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉法第 11 条 1 項に準ずる。 (緊急ショートステイ、措置短期入所)
<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> 家族より虐待を受け警察へその後包括支援センターおよび高齢者支援課より依頼を受け開始 介護者の入院および死亡により単身生活が困難なため包括支援センター等より依頼を受け開始 栄養失調で一人暮らし、緊急搬送されたが病院では入院の必要性がなく食事その他の支援が必要とのことで開始 路上生活者の体調不良について病院では入院の必要性が無いとのこと包括支援セ

<p>センターの依頼で開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詐欺被害で精神的不安定になり市町村の依頼で開始
<ul style="list-style-type: none"> ・在宅での生活が困難となり、緊急避難的に入所する方や、退院後における在宅での生活に支障を来すと見込まれる方などを受け入れている。
<ul style="list-style-type: none"> ・第3条 事業の利用ができる者（以下「対象者」という。）は、おおむね65歳以上の介護保険制度の給付の体調とまらない高齢者で次の各号のいずれかに該当するものとする。（1）家族の疾病、事故、出張、冠婚葬祭等により在宅生活が一時的に困難な者（2）基本的な生活習慣の欠如等により在宅生活が一時的に困難な者（3）その他市長が特に必要があると認める者
<ul style="list-style-type: none"> ・自立～要2程度、原則65歳～（虐待等、緊急時、一時療養、入所のつなぎ、体験等）に利用される。
<ul style="list-style-type: none"> ・視力障害により独居生活が困難のため
<ul style="list-style-type: none"> ・衣類等が散乱して、ごみもそのままになっており、異臭があった。住める状況ではなかった。・息子と同居中であったが、介護拒否され、食生活もままならない状況になった為に利用となる。・入院していたが、状態が落ち着き退院可能となった。妻が入院中で自宅での生活が困難なために利用となる。
<ul style="list-style-type: none"> ・1.家族の入院にて介護者がいない、2.虐待、3.独居による在宅生活が困難
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の対象者は、本市内に住所を有し、介護保険法第19条1項に規定する「要介護者」及び同上第2項に規定する「要支援者」に該当しないおおむね65歳以上の高齢者で、世帯の状況、身体の状況、健康状態、精神状態等の理由により、日常生活において何らかの不安のあるものとする。【事業の内容等】事業の内容は、対象者について、身体的及び家族の状況等により一時的に養護する必要がある場合、一時的に養護老人ホーム等に入所させ適切なサービスを提供する。入所の期間は、1回当たり7日までとし、1月当たり7日を限度とする。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合には、その限りではない。
<ul style="list-style-type: none"> ・町内に居住するおおむね65歳以上の要援護老人とし、身体上又は精神上の障害があるために、常時の介護を必要とする者又は日常生活を営むのに支障のある者
<ul style="list-style-type: none"> ・家屋の火災消失、家族からの虐待、住環境の変化、経済的困窮
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待（身体的・経済的等）を受けている。（同居者から退去を求められるケースを含む） ・入院中の医療期間から退院を求められているが、帰る先がない。 ・自然災害で自宅倒壊の危険があり、避難先として利用。 ・養護老人ホームの体験入所
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村との契約にて実施していた
<ul style="list-style-type: none"> ・在宅での生活困窮者、虐待
<ul style="list-style-type: none"> ・家族からの虐待 ・住居が住める状況でなくなっている ・地域住民からの訴えにより民生委員からの依頼等々
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急保護、家族（介護者）の病気による短期預かり

<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅生活が困難で入所適用であるが、入所判定委員会が開催され、措置決定がなされる迄の期間の入所（利用）は可、又退院後入所要請があるものの、本人の納得と要件適応が否かの判断を要するケースなど
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護度が非該当及び要支援1、2の方で虐待等の緊急避難的な困難事例の場合に利用される。当初予定している、冠婚葬祭の事例はほとんどない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者が体調不良のため、短期間の入所による支援が必要であると認められるとき。（161人） 対象者の同居の家族が疾病、出産、事故、冠婚葬祭等の理由により不在となり、単身での生活が困難であると認められるとき（28人）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険な家屋に居住（雪による倒壊の恐れ）、虐待、家族が結婚式に出席の為、家を留守にする
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害被災者、虐待からの避難、高齢者夫婦世帯で妻が長期入院、高齢者世帯で本人認知症で世話をしていた夫が死んでいた、一人暮らしの老人が深夜徘徊がでた。
<ul style="list-style-type: none"> ・ アルコール中毒の方、家族からのDV等。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ・介護をしている人がやむなく数日間留守にする場合。・一人では生活が困難で、入所施設が見つかるまで緊急的な避難。・家族からの虐待と思われることを受けている場合。・家屋が住んでいられないような状態（冬の寒さなど）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体的精神的に障害のある方で、設備面や集団生活で入所に不安を抱いた方について、体験入所をお願いしている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 見附市老人短期入所生活介護事業実施契約により受け入れを行っている。事業の内容：大規模災害時、高齢者虐待等の緊急時に限る利用とし、市の定める老人短期入所者生活支援事業運営要綱を準用する。対象者は介護保険の非該当及び認定を受けていない者とおおむね介護1までの介護度の軽度な者とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ・おおむね65歳以上の者であって以下のいずれにも該当する者（例外あり） ・介護保険法第27条に規定する要介護認定又は同法32条に規定する要支援認定を受けていない者 ・一時的に居宅以外での養護が必要であると市長が認める状態にある者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住所を有する65歳以上の虚弱高齢者で、次に掲げるいずれかの理由により、一時的に在宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条に規定する要介護認定又は同法第32条に規定する要支援認定を受けている者を除く。（1）本人の心身機能の低下がある場合（2）日常生活は養護者の支援により成り立っているが、疾病、冠婚葬祭、出張等で養護者が一時的に不在となる場合。（3）緊急に養護者の身体的、精神的な負担の軽減を図る必要がある場合（4）その他市長が必要と認める場合。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に適用要件は定めしていない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 措置入所の要件と大きな違いはなく、住環境や金銭的問題、又は、家族から（家族人の）虐待を受けた方であり、且つ緊急性があると市が認めた場合に限り適用される。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ・DVによる緊急的な利用 ・金銭的に破たんしそうな方の利用

<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険適用外の方で環境上及び経済的理由により過程で養護を受けることが一時的に困難な場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 夫・子ども・孫からの虐待による一次避難 ・ 家族の長期旅行に伴う一時利用 ・ 一人暮らしで介護保険サービス、その他のサービス利用決定までの一時利用
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二マザー園では実施しておりません。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族からの経済的虐待の為、入所の為、生活状態の把握。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活を営むのに支障がある一人暮らし高齢者等を一時的に養護する。 ・ 基本的生活習慣の向上及び体調回復を図るため、一時的に宿泊させる。 ・ 高齢者虐待による一時的な居室を確保する。 ・ 建物火災避難者並びに地域防災計画に定める避難準備情報、避難勧告又は避難指示による避難者であって、養護が必要と認められるものに対し、一時的な居室等を確保する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政からの依頼に基づき実施している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設は3市と契約しています。緊急時24時間受け入れ対応しています。養護老人ホームの入所者 自由に生活された方が多く対応は厳しい現状。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護認定で自立と認定された65歳以上の高齢者で基本的生活習慣が欠如している者 ・ 地域ケア会議で認定され、町長が利用を認めた者 ・ 原則7日以内
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族、又は知人により経済的搾取の疑いがあり、日常生活の継続が困難となっている方 ・ 急性期の疾患に活療後、一人暮らしが困難となった方 ・ 親族からの暴力により、一時的に施設で生活する場合など。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護認定を受けていない者、介護認定の結果非該当
<ul style="list-style-type: none"> ・ H24年度対象者 2名（1名：9日、1名：11日、計20日） ・ H25年度対象者 4名（1名：9日、1名2日、1名：14日、1名：14日、計39名） ・ H26年度対象者 2名（1名：13日、1名：14日、計27日） 適用要件： 福祉事務所から連絡（依頼）があり、提供できる居室があること。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 同居の息子からの暴言等（虐待） ・ 同居の息子からの暴力等（虐待） ・ 単身の独居のため（介護者なし） ・ 介護者の入院による ・ 火災により居室消失のため
<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に掲げる者で、地域ケア会議において、この事業によるサービスを受けることが必要と判断されたもの <ul style="list-style-type: none"> （1）要介護認定で「自立」と認定された一人暮らし高齢者等のうち次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ア 基本的生活習慣が欠如している者 イ 疾病ではないが体調不良に陥り、在宅生活が一時的に困難となった者 （2）前号に掲げる者のほかこの事業によるサービスの利用が真に必要と認められるおおむね65歳以上の者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設は生活管理指導短期宿泊事業の対象施設になっていません。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 甲（行政）が決定した利用者に対し短期入所部屋を活用して高齢者を一時的に宿泊させる。①食事、入浴、排せつ等を援助し体調調整を図る援助②日常生活に対する指導支援を行い、要介護状態への進攻を予防する援助。③入所期間は原則として1人年14日以内。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ①一人暮らしの者②同居家族全員が高齢者のみで構成されている世帯の者③同居者が障害等により援助できない者④その他町長が必要と認めた者（経済的DV、身体的DV,精神的DVを受けている者等）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 要綱（別紙）があるが平成15年度以降実績はない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内在住の65歳以上の高齢者で社会適応が困難等の理由により日常性に何らかの援助を必要とする人。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族等による虐待のための一時保護
<ul style="list-style-type: none"> ・ ア 事業等の内容：社会適応が困難な高齢者に対し、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等に一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導等を行うものとする。イ 利用対象者：善通寺市に住所を有するおおむね65歳以上の者で、基本的生活習慣の欠如等社会生活の適応が困難な一人暮らし高齢者とする。ただし要介護者等は除く。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険の認定を持っていない人（申請中も含む）、医療処置が必要ない状態
<ul style="list-style-type: none"> ・ ・主介護者が外泊等により利用者を介護する者がいないため ・主介護者が入院されるため ・主介護者の身体的・精神的負担がかかっている為 ・主介護者による虐待のため
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1.在宅の虚弱な高齢者の養護を家族が社会的理由等により行うことができない場合に一時的に宿泊させ生活指導を行う。 2.宿泊期間は1回につき7日。1年間での利用は2回まで 3.経費は1泊3810円
<ul style="list-style-type: none"> ・ ・65歳以上の者・生活保護法における介護扶助において「非該当」と認定された者。 ・単身世帯及びこれに準ずる世帯。 ・市長が短期入所生活介護施設等に一時的に宿泊させ生活習慣等の指導が必要と認められた者。 ・要介護認定で「非該当」と認定された者。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族等の虐待、住所不定
<ul style="list-style-type: none"> ・ ・養護者からの暴力があり、一時的な避難のため。独居により体調不良及び不衛生な環境を保護により調整し、栄養状況を改善する為
<ul style="list-style-type: none"> ・ ・虐待（身体的、精神的） ・筋力低下
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援ハウスにて実施。養護老人ホームでは実施の予定なし。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ・自宅の火災により住む場所がなかったため ・環境の改善 ・低栄養のため、体調改善 ・実証行為を防ぐため
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護人不在のため、緊急一時避難のため
<ul style="list-style-type: none"> ・ ・虐待による急な利用 ・独居で怪我による利用 ・住居がない
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村からの依頼のため、特に指定なし。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族からの虐待を受けている高齢者が一時避難的に入所させ保護する ・ 介護者の入院等で介護ができなくなったための入所 ・ 一人暮らし高齢者の退院後すぐに自立した生活に不安がある人 など 現在ショートステイ、ミドルステイの区別なく入所している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 震災による被災高齢者の緊急受入 ・ 自宅で同居していた息子夫婦が遠出する為、高齢の夫婦のみとなる ・ 家事全般への不安や安否確認の必要性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 長男からの虐待（金銭詐取、暴言、暴力）によって保護 ・ 長男からの虐待（金銭詐取、暴言、暴力）により警察沙汰となり緊急で保護 ・ 家賃滞納、金銭トラブル、施設内でのトラブル等あり、近隣に親戚もいなかったため
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工透析で入院中の下肢欠損の身体障害者について、次の入所施設が決まるまで一時的に宿泊させた。なお本人は生活保護受給者。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の要支援、要介護認定者以外の者 ・ 基本的な生活習慣が欠如している人 ・ 家族からの虐待や自然災害等の一時避難
<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅高齢者で、短期間の宿泊により生活習慣の改善や要介護状態の進行予防が期待できる者。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名が分からない高齢者の一時的な保護として利用（警察から市町村へ依頼された利用） ・ 虐待を受けている高齢者で金銭的に介護保険適用のショートステイの期間以上に短期入所を必要とする場合に利用。 ・ 要介護認定が未申請（未認定）の高齢者で熱中症、腰痛等で病院に入院はできないが、在宅で一時的に生活ができず、金銭的に自己負担でのショートステイが利用できない場合に利用。 ・ アパートから退去、火災等により自宅がなくなり、養護老人ホーム入所もしくは転居先が決まるまでの間に利用。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 夫からのDVのため一時避難的に利用 ・ けが、疾病等で独居生活が困難なため
<ul style="list-style-type: none"> ・ H24年度 男性1名 他施設を使用していることが妻に知られ、利用できなくなり、緊急で当短期宿泊事業を利用する。10日後他施設入所が決まり、施設職員が昼過ぎに迎えに来られる。 H25年度 女性1名 生活を共にしている息子さんより虐待を受けている可能性があるためと介護サービスセンターさかもとのケアマネより連絡があり来訪させる。3日間すごされ、早めの夕食をすませ夕方ケアマネとともに帰宅。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅高齢者の援護を行っている家族が様々な理由（疾病、出産、事故、災害、出張、看護、学校行事、介護疲れ）により、その家族において一時的に該当高齢者を援護できないために、短期宿泊させる必要があると市町が認めた場合。又は基本的な生活習慣が欠如している一人暮らしの高齢者が体調不良に陥った場合。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身辺自立が図れており、食事入浴等においても介助を必要としない方 ・ 健康面では服薬で体調維持が保てる方、通院は一人で可能なかた ・ 基本的に身元引受人がおられる方、おられない場合は市の担当者を当てる

<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町の判断です
<ul style="list-style-type: none"> ・ ・歩行、食事、排せつが自分でできる。 ・精神的に落ち着いている
<ul style="list-style-type: none"> ・ ・子（息子）による暴力 ・火災による住居消失 ・ホームレス ・住居立ち退き
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新橋ホームでは行っておらず市内の他施設で受託していることは知っていますが、人数内容についてはわかりません。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし
<ul style="list-style-type: none"> ・ ①要介護認定で「非該当・要支援 1・2」と判断された方 ②基本的習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、社会適応困難な者 ③虐待を受けている者 ④上記以外として、市長が必要と認めた者 ■利用期間については年14日以内とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 刑務所出所後、行き場がない。ホームレスだったがケガをし、医療機関を退院後、行き場がなかった。 ・精神疾患あり、在宅での主介護者が入院し、看ってくれる人がいなかった。 ・ホームレスの人を保護し、行き場がなかった。 ・自宅で転倒し、ケガをした。自宅がゴミ屋敷で家に住めなくなったため。 ・家族（孫：精神疾患患者）の暴力から逃げてきた。 ・借金の取り立てから逃げるため。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神的苦痛に伴う世帯員からの分離及び社会生活維持のための生活援助として
<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者：今治市に居住している65歳以上の者。 要介護認定で要介護、要支援に該当しない者 要件：対象者を養護する者が、疾患、冠婚葬祭等により養護できないとき。家庭環境等により居宅において日常生活を継続することが、対象者の心身を著しく害すると認められたとき。対象者の生活習慣等の指導を行うとともに体調を整える必要があると認められるとき。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ①（家族と同居 男性）本人は被害妄想があり。息子からの被害から逃れたいので通帳、印鑑、現金、常備薬などを持って、ある程度の覚悟をして家を出てきた様子。本人は自宅に帰る気がない為、町との相談の結果、家族と分離するため、当施設に緊急措置となる。 ②（独居 女性）近所の男性からの被害から逃れたいので長男が町に相談。町との相談の結果、近所の方からの分離する為、当施設の緊急措置入所となる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙にて
<ul style="list-style-type: none"> ・ H24:九州北部豪雨水害により、自宅が浸水し、夫婦2名が避難してくる。県からの要請にて利用開始。 H25:刑期終了後、生保申請のため、住まい、生活支援の提供を一時行うために、生活定着支援センターより依頼があり、利用開始。尚、当事者は、HIV感染者であり、その点も対応する。 H26:高齢者（女性80代）手持ち金0円により警察保護⇒熊本市高齢化から、次の生活を検討するために一時利用となる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ・介護保険非認定者 ・DV等で緊急保護が必要な方 ・災害等で一時的に保護が必要になった方
<ul style="list-style-type: none"> ・ ・体調不良等により、一時的に居宅での生活が困難になり、入院の対象ではなく近隣施設の受入れが出来なかった。 ・親族からの虐待があり、緊急を要した。 ・

<p>独居生活で、身体が衰弱しており、生活できる環境ではなく緊急保護を要した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・身体的暴力 ・養護者による金銭搾取 ・心理的虐待 ・介護者の自律神経失調症の改善のため
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅にて生活することが困難である事（住環境、家族等、支援者の体制、金銭面等） ex)火災で住居が焼失。 オペ後の一時退院時（次の入院までの間）。 受け入れ先施設等が決まるまでの間。 長期入所を見据えた体験
<ul style="list-style-type: none"> ・ おおむね65歳以上で基本的な生活習慣が欠如、対人関係が成立しない等、いわゆる社会適応が困難な場合において、一時的に宿泊させる必要があると認めた場合。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者2人暮らしの方が、急な病気になったり、入院された時の利用。台風等で家屋が心配な時の利用。又、家族が冠婚葬祭等で、家を空けるときの利用。さまざまな理由によって高齢者のニーズに合わせた利用だったと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用対象者：市内に在住する65歳以上の者で、身体上または精神上の障害があるため、日常生活を営むのに支障がある者とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条1項に規定する「要介護認定」又は「要支援認定」を受けている者を除く。 利用期間：一回につき原則7日以内（1年で14日を限度） 措置費：生活保護3510円/日、 生保以外2680円/日 利用料：生活保護300円/日、 生保以外1130円/日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 柏市は短期入所を所轄別に「老人単金入所事業」と「高齢者緊急一時保護事業」に分けて実施している。前者は非措置で登録・事前申込制であり、同居家族の一時的不在等に対応する。後者は、措置で虐待・ホームレス・その他の方を緊急保護するもの。両者の比率としては緊急保護が95%程度を占める。また、柏市以外の短期入所も上記以外に多数ある。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険法の要介護認定及び要支援認定において「非該当」と判定された者又は「非該当」の判定を受けると同等の状態にあると見込まれた者 ・ 60歳以上65歳未満で何らかの障害ある者で、介護保険法の特定疾病に該当しないため、要介護認定及び要支援認定の要件を満たしていない者。 ・ 市長が適当と認める者。
<ul style="list-style-type: none"> ・ H27.4.1にて市より民間法人に譲渡となったため実績が分かりません。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村判定による依頼
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険の要介護認定結果で要支援又は要介護認定を受けていない者 ・身体的、心理的かを問わずあらゆる形態による虐待を家族から受けている者又はその恐れがある者でありかつ分離介入が必要と認められる者。 ・基本的な生活習慣の習得が十分ではない者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者：65歳以上の介護保険の認定を受けていない在宅高齢者 利用日数：14日以内/年
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体的金銭的虐待

<ul style="list-style-type: none"> 対象者 1 名・延日数 14 日：虐待ケース（息子が単身赴任中に、嫁と姑（対象者）のけんかが絶えず警察沙汰にまで発展した。1 週間当施設ショートを利用して様子を見ていたが、折り合い付かずさらに 1 週間延長した。結果長期入所となった。
<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度：路上で倒れており虐待の痕あり（女性 2 日間）、自宅全焼の火事のためその後当施設へ入所（男性 11 日間）、夫からの DV（他市女性 3 日間） 平成 25 年度：夫からの DV（女性 12 日間）、夫からの DV（女性 19 日間）、病院からの退所先が見つからずその後当施設へ入所（男性 28 日間）、子からの DV（男性 11 日間）、子からの DV（女性 19 日間）、認知症・独居などのため（女性 8 日間）
<ul style="list-style-type: none"> 夫婦間のトラブルによる一時的な利用
<ul style="list-style-type: none"> 当施設では実施しておらず人数、具体的な要件については不明
<ul style="list-style-type: none"> 瀬戸内町生活指導型ショートステイ事業（委託）で、高齢者の心身の状況や病状、その家族の病状、冠婚葬祭、出張等のため一時的に介護をすることができない、または家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るための短期入所事業として実施。要支援者を対象としているが、近年は台風時の緊急避難として又は介護保険事業所の利用ができない要介護者を受け入れている。
<ul style="list-style-type: none"> ・DVを受け、他に行く場所がなく、緊急にショートステイを利用。 ・入所前の試泊として利用。
<ul style="list-style-type: none"> ・（H24 年度）小規模多機能施設にて対応困難…1 名 ・高齢者虐待緊急支援等…2 名 （H25 年度）・家族との関係悪化等…1 名
<ul style="list-style-type: none"> ・息子、娘からの経済的虐待（年金を無断で取られる等） ・息子、娘から肉体的・精神的虐待（暴言、暴力） ・火事で自宅が無くなったため緊急避難） ・家族が不在時の保護
<ul style="list-style-type: none"> ・受け入れ体制を整えており、行政との密な連携により受け入れを試みているが、実際の受け入れには至っていない。
<ul style="list-style-type: none"> ・利用にあたっては、原則、要介護 1 迄と考えております。利用料については、1 日 981 円の自己負担（北見市から 3,429 円助成される。）食事代は 1 食あたり、朝食 280 円 昼食、夕食は 390 円を負担して頂いております。
<ul style="list-style-type: none"> ・家屋状況から冬場に自宅で過ごすことが困難。 ・体調管理のため。体調不良のため。 ・家族が留守の為。 ・介護者の疾病。
<ul style="list-style-type: none"> ・家族からの虐待 ・在宅での生活が困難 ・入所までのつなぎ等
<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等のうち要介護認定で「自立」と判断された方、又は市長が同等と判定し一時的な養護が必要と認められた高齢者。
<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね 65 歳以上の高齢者のうち要介護状態に該当せず、次のいずれかに該当する方。但し、感染症等により医療機関に入院が必要な方は利用できません。 1. 介護を受ける必要はないが、要介護状態等に陥ることを予防するための適切な指導を希望する方 2. 体調の調整を図るため、宿泊を希望する方 3. 日常生活で家族等による支援が必要とする方で、家族等の事情により、一時的に支援を受ける事が

<p>困難な方。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・八幡浜市に住所を有する社会適応が困難な概ね65歳以上の高齢者で、介護保険サービス給付該当者でない者とする。・空きベッドを活用して一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図るものとする。
<ul style="list-style-type: none"> ・要支援対象外の受入れ。・主に虐待（身体及び経済的）
<ul style="list-style-type: none"> ・6人/日利用可能。
<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね65歳以上の社会適応困難な高齢者
<ul style="list-style-type: none"> ・特にありません。市町村よりお話があれば受け入れします。
<ul style="list-style-type: none"> ・泊村の条例に基づき泊村の方のみ利用可能
<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム入所要件と同等
<ul style="list-style-type: none"> ・親族（配偶者・息子等）からの虐待 ・独居による生活不安 ・医療機関退院後の居住の場の確保 ・家族の冠婚葬祭によるレスパイト ・入所前のお試し利用
<ul style="list-style-type: none"> ・ネグレクト（息子年金管理、一人ぐらし、水道・電気止められている） ・路上生活者（一時的保護） ・高齢者夫婦二人アパート暮らし。夫：要支援1 妻：要介護3車椅子） ・拒待（息子の暴力）
<ul style="list-style-type: none"> ・自宅での生活困難（熱中症・脱水症状）（排便困難）（転倒の恐れ）
<ul style="list-style-type: none"> ・ホームレス、虐待者などの在宅独居で認知症があり、在宅での生活が難しい方、介護者の疾病などにより、介護者の一時的な不在の一時的な保護として、など。
<ul style="list-style-type: none"> ・自宅の火災、同居者による虐待及び虐待の恐れ、介護や支援が必要であったが、入所施設等がなかった為、緊急時に活用できる社会資源が少ない。
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の老朽化により大雨等で倒壊の危険があり、養護老人ホーム入所手続きの間市町村による緊急措置、家族のDVにより避難する為、市町村による緊急措置、医院から市町村に本人の状態が家に帰せる状態にないと通達あり、市町村の措置による短期宿泊事業にて食事・服薬・管理を行い状態は改善、その後養護老人ホーム入所
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待者からの避難、生活習慣の改善、住居の確保、体験
<ul style="list-style-type: none"> ・別紙参照
<ul style="list-style-type: none"> ・小千谷市に住所を有する、65歳以上（要介護・要支援の認定を受けている者を除く）基本的な生活習慣の欠如等により、日常生活に係る支援又は指導を必要とする在宅のもの
<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の虚弱高齢者で退陣関係などの社会適応や日常生活が困難な者に対し当園にて短期の宿泊を行い日常生活の指導支援を行う。

<ul style="list-style-type: none"> 事例1) 元民生委員より地域包括支援センターに連絡が入り、本人が夫より身体的虐待を受けていくところがない。子供3人いるが、一時的に避難しても各子供達は家庭があり、長期間面倒見るのは、困難であり今後の方向性として考えると、施設にお世話になる選択しかない。 事例2) 自宅で独居生活をしていて、いつものように家の廻り等散策をしていて畑の近くで倒れていたのを近所の方が見つけて警察へ通報し、警察から市役所高齢課に連絡され市役所から施設に連絡が入り緊急一時保護で預かり、その後「生活管理指導短期宿泊事業」で対応する。食事・排泄・入浴・健康状態はほとんど不明で暗中模索の状態であった。以上2つの事案をあげましたが、こういった方々が表面化していないだけであって実際はかなり色々なケースがあると思われまますので、ぜひ状況をくみ取って頂き対応をお願いしたい。
<ul style="list-style-type: none"> 同居人(夫・アルコール中毒)からの家庭内暴力(DV)あり、保護されている。以前住んでいた自宅(自宅は解体されて無い状態)の行われていたところを保護される
<ul style="list-style-type: none"> おおむね65歳以上の高齢者を介護している方が、疾病や冠婚葬祭、介護疲労等で一時的に介護できなくなった場合
<ul style="list-style-type: none"> 緊急の保護する必要があり、他に方法がない場合、7日以内の利用
<ul style="list-style-type: none"> 平成12年度以降、事業実施受入れはない。
<ul style="list-style-type: none"> おおむね65歳以上の者で、介護保険法による要介護認定又は、要支援認定を受けていない者のうち、身体上又は精神上的の障害がある為日常生活を営むのに支障がある者、要介護者がいないか、又は擁護者があってもこれに養護させることが不相当である者(虐待等)
<ul style="list-style-type: none"> 市と委託契約を締結。依頼に基づいて実施している。
<ul style="list-style-type: none"> 要介護3以上でも状態によっては受入れ可能、医療的ケアも状況により対応
<ul style="list-style-type: none"> 宮崎市と契約しているが、実績はない。宮崎市生活支援ショートステイ事業：市内居住者65歳以上、要介護認定を受けていない高齢者で①本人の心身機能の低下がある場合②擁護者の一次不在③養護者の負担軽減。宮崎市高齢者虐待等一時保護事業：①虐待やこれに準ずる行為を受けている場合②身元不明の徘徊高齢者 など
<ul style="list-style-type: none"> 虐待を受けており、緊急的な保護を必要とした場合、在宅介護に支障をきたし、近親者の協力を得ても主介護者が入院となる為、一時的に独居生活が難しい場合、持ち家が全焼により、衣食住の条件が整わず、かつ生活保護受給によりケースワーカーが次の住家を見つけるまで保護、同居人からの虐待から逃れ保護された後、離れた場所で、同居人との離縁を進めたケース、突発的な虐待により保護し、支援者当事者で支援の見直しが行われたケース
<ul style="list-style-type: none"> 24年度一同居の娘が県さ入院し、夜間の介護が出来ない。26年度①同居の家族が親戚の危篤の為に遠方へ旅行(3日間)②精神疾患による緊急保護(3日宿泊後、精神病院へ入院)
<ul style="list-style-type: none"> 家族からの虐待、在宅での生活が困難、入所までのつなぎ 等

<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護者（妻）が入院し、独居生活が困難、台風被害による床上浸水で住宅が居住不可能になり、住宅の改修を行うため、夫の暴力による虐待からの保護
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体上又は精神上的の障がいがあるため介護を必要とされる方でおおむね 65 歳以上の介護保険認定対象外の方を受け入れています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 同居家族からの虐待を受けている方、アパートでの一人暮らしが困難な方、同居家族が不在（旅行など）になり見守りができない場合に家族により依頼があった方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住居の管理が行えず、衛生面に課題をもつ対象者、虐待案件からの逃避、金銭管理に課題がある方、栄養管理に課題のある方、アルコール中毒の方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 息子の暴力から逃れるため、緊急ショートステイ事業利用となる。当施設利用前は別の養護老人ホームの同事業を利用していたが、息子宅から近い場所にある老人ホームであったため、息子が訪ねてこられトラブルとなった。そこで息子宅から遠い当施設に移ることになった。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊により一時的に体調調整が必要な者、宿泊指導により生活習慣を改善する必要がある者、宿泊指導により対人関係について矯正する必要がある者、その他市長が必要と認めた者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳以上の虚弱高齢者で退陣関係などの社会適応や日常生活が困難な者に対し当園にて短期の宿泊を行い日常生活の指導支援を行う。高齢者（65 歳未満の者であって市長が特に必要と認める者を含む）身体上又は精神上的の障害があるために日常生活に支障のある者、市長が特に必要と認めた者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のすべての要件に該当する者 1. 年齢が 65 歳以上の方 2. 養護老人ホームの対象者（身体上または精神上に軽度の障害（軽度の認知症も含む）のある人）の方 3. 家族の社会的理由（病気、冠婚葬祭など）または私的理由（旅行、介護疲れによる休養等）のため、一時的に介護を受けられない方、 4. 牧之原市、御前崎市、吉田町にお住まいの方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大垣市に住所を有する 65 歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者等で要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令により要支援若しくは非該当（自立）と判定されたもの又は市長が自立と認めたもののうち、次のいずれかに該当するもの・基本的生活習慣が欠如しており、体調不良な状態に陥った者又は、これに類する状態に陥った者、全豪に掲げる者の他、市長が特に事業を利用することが必要と認めた者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約している各市町村ごとの「実施要綱」「実施規則」等に基づいて実施しており、契約市町村に住所を有すること、おおむね 65 歳以上であること、居宅において生活し、日常生活上の援助が必要な者、基本的生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しない等の社会適応が困難な高齢者であることとなっております。ただし、各市町村により内容は異なります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 二次予防事業対象者と認められた者で、事業利用により介護予防の効果が期待できる者

<ul style="list-style-type: none"> ・ 何らかの事業があり自宅での生活が困難となった（住宅事情、家族事情）、虐待や災害等で緊急避難的に利用し、そのまま措置への繋がった、病院等他施設から自宅や施設へのつなぎとして利用された
<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待又は虐待の疑い等により、一時的に保護が必要となったため
<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金生活で一人暮らし。預貯金なく食べるものが一切ない状況での措置、自宅の老朽化で環境整備が必要なための一時的措置、介護中のご家族の怪我による措置、一人暮らしで介護する者がおらず措置される。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ※町内に在住するおおむね 65 歳以上の高齢者とする①社会への適応が困難な状況で、基本的な生活習慣の指導や体調の調整を図ることが必要と認められる場合、②当該高齢者の介護を行っている家族が、その家庭において介護することが出来ない場合（社会的理由による）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1) 虐待、放置又は徘徊等により一時的に保護が必要な者 2) 介護者が死亡し、入院又は失踪などにより介護を行うことができないため緊急的に保護が必要な者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高山市との生活管理指導短期宿泊事業運営委託契約の実施要綱による（目的）基本的生活習慣が欠如しているひとり暮らしの高齢者等を一時的に養護する必要がある場合に短期間の宿泊による日常生活に対する指導・支援を行い、基本的生活習慣の確立が図られるよう援助し、高齢者の福祉の向上と要介護状態への進行防止を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険法第7条3項各号又は第4項各号いずれにも該当しない者であって、心身の衰弱によりその者の居宅において日常生活を営むことが困難なもの、全寮に掲げる者の他短期入所の実施が必要であると市長が認めた者、市内に居住する60歳以上の者であって、一時的に体調を崩したことにより、基本的生活習慣が欠如している者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所待ち（待機者）、冠婚葬祭、介護疲れ等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮・認知症・精神疾患等にて社会との良好な関係が保てず保護2名（夫婦、11日間×2名）、生活困窮により、借金立ち退き2名（夫婦、43日間×2名）、孫からの虐待（身体的、1名×7日間）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 別添のとおり
<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口が市町村になっており、詳しくはわからないが、家庭、地域での対応が困難であり、生活に不安のある方が対象のようです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待保護等

Q5 別添介護保険最新情報 Vol.450 「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&Aについての」の解釈は、新総合事業における「一次予防事業」及び「任意事業」において「生活管理指導短期宿泊事業」の実施は認めない運用になっています。このことについて、どのように思われますか。ご自由にご記入ください。

(自由記述)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 意図とするところが良く理解できません
<ul style="list-style-type: none"> ・ DV 等で緊急性の高い高齢者への対応が困難になることが予測される。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容について把握していない
<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要だと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 他事業者での対応が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記 Q4 の数は、「高齢者短期入所事業」の実績です。 生活困難者の受け入れが主であり、予防事業ではありません。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平戸市では今のところ、措置控といった状況ではありませんが 職員の待遇改善のための方策が欲しいと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 岡山市では利用実施回数そのものが少ないが、地域の利用したいという要望は多く聞かれているので、引き続き実施できるようにしてもらいたい ・ できれば利用そのものが簡単にできるようになれば
<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホームは、行政との連携が不可欠であり、行政主導の事業として位置づけ してもらいたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨今の高齢者の現状から見ると実施は必要かと思えます 私共ではボランティアとして受け入れた事もあります
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用実績が少なく必要性について疑問である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設は実施していないものの、生活管理指導短期宿泊事業だけでなく 養護老人ホームに混在している様々な問題（措置控えによる慢性的な欠貢 や措置費単価等）を対応していただきたいと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 困難な生活課題を抱える高齢者の受け皿的機能としての認識を 高めていくよう努力しているところであり、ホームレス、被虐待者、触法高齢者の 受入施設として地域のお役に立てればと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、勉強してまいりたいと思えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1：全額個人負担としても認めない運用は、問題が出るだろう。 ・ 2：入所前のお試しも出来なくなり、本人の適応も確認出来なくなる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 空室が多くある中で、生活管理指導短期宿泊事業でも良い ので空室をうめる対応をしていただきたいです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 同居家族等の体調不良により一時的に在宅での生活が困難となった場合、当該高齢 者に対して日常生活に対する指導や体調管理を担う他福祉サービスがあるのか疑 問である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者は緊急性を要する場合が想定されますが、一次予防又は任意を対象外とした 根拠を知りたい。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在市町村についてはすでに別項目での事業となっているとのことで影響はありませんが、この変更で事業の縮小や中止を決める市町村が出るのであれば残念に思います。虐待等の緊急時も含めニーズに応じて当施設を活用いただけるような事業を展開していただけるよう周辺市町村に働きかけていきたいとします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護の立場としてショートステイが介護保険対象外となると生活困窮者等の行き場が大変懸念されます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 措置期間である市町が必要を認めた場合には、緊急避難的な保護措置が必要ではないか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 親族の支援が得られない方が病院を退院されてその後の生活ができなくなるのではないのでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市から問い合わせがあっても現行利用者の重度化、ニーズの多様化及び職員体制上、受け入れは困難な状態。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の有効活用の点から、ニーズがあれば実施が必要だと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホームの措置控えによる経営圧迫は結果として利用者の福祉サービス利用の幅を狭めることになる。障害者のレスパイトサービスの利用が広がったことで福祉サービスが日常的になったことは明白である。よって事業の弾力運用という形で福祉サービスの利用が図られることは大切である。現にこのサービスの利用を昨年度進める結果として、ご本人ご家族への支援となったことは大きな結果として今につながっていない。ニーズありきから事業の運用はされるべきである。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現実的にこの事業対象者が多数おり、この事業によって生活が成り立っている方今後どうなっていくのか心配、不安です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特にありません。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当市においては同名事業で実施され、施設との契約も締結済みです。しかし次年度以降については未定です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度を理解していなかったので特にありません。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大和高田市より今年度の契約を含めて見直すとの連絡があった。
<ul style="list-style-type: none"> ・ いろいろな事情により短期に入所させ人間らしい生活をさせることのできる短期宿泊事業は、大いに地域貢献できる事業であると考えている。この事業の実施は認めていただきたいと思っている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 非虐待者、病院退院後の行き先がない軽介護者、行き倒れの警察保護者を受け入れており、今後も必要と考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 町からの依頼で実施していますが、定着している事業であり、継続して実施を望むものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 遠野市に確認したところ、遠野市ではこの事業については一般会計で取り扱っており、今後も事業には支障がないと回答を頂いている。施設としては、今後も必要な事業であると認識しており、市も同様の考えである。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設としては、自治体判断に従う考えである。

<ul style="list-style-type: none"> 当施設が契約を結んでおります実施機関は県内に 10 数ヶ所ありますが介護保険外の市町村単独事業として有り本年も 4 月にそれぞれ契約を終了しております。この事業が無くなることで行政の窓口は緊急依頼を受けても利用対象者の引き受け先が無くてこまると思われま。又、生活管理指導宿泊事業から入居へ至るケースも多くある現状でこの事業が無くなる事はいかばかりかと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> 維持させていただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> 年間の利用者数は 1 名から 2 名であるが、緊急を要する方がおられるのは現状である。
<ul style="list-style-type: none"> 必要なサービスと思います。できれば継続が望ましい。
<ul style="list-style-type: none"> 近年被虐待者の利用が増加しているが、被虐待の受入れ先が減少するおそれがある。
<ul style="list-style-type: none"> 本年度も市（住所地による）と契約を行っており、継続している。緊急時、自立の方や軽支援の方を受け入れる際、低所得の方も大勢いるので、事業の実施はどんな形でも継続するべきだと思う。※勉強不足の部分もあり、市町村独自は施設と連携して行うことは可能ですか？
<ul style="list-style-type: none"> 今まで利用されていた方は緊急を要する方々がほとんどであった。受入れさきがすぐに見つかり対応することができるシステムが他にあればいいのだが、行き場がなくなる方も出てくるのではないかと懸念する。
<ul style="list-style-type: none"> 当苑では現在定員数に空きがあります。Q&A の解釈ですと、実施を認めない運用では空床をうまく利用できないように思います。
<ul style="list-style-type: none"> 当施設では、行政（岡山市）より建替えの条件付きで平成 22 年に移譲を受けた施設です。その建替え条件の 1 つに生活支援短期入所事業を対象とするショートステイ 3 床の設置があり、設置しています。しかしながら、建替え工事完了後の 3 年間、当施設では利用がない状況ですが、岡山市とは毎年契約を更新している状況であり、また虐待を含めた困難事例により他施設にて生活支援短期入所事業を利用されてからの新規入所の数は年々増えていく傾向にあります。本当に、利用者がいないのであれば良いのですが、決してそのようには思えない現状からはこの度の厚労省の対応には疑問を感じます。
<ul style="list-style-type: none"> 介護サービスを受けるまでもなく、と言っても、一時的に家族の援護を受けることができなくなった者の訪問がどこまで出来るのか
<ul style="list-style-type: none"> 先にあげた理由の状況下におかれた高齢者のシェルターの役割としての事業意義もあると考えられるため実施継続を望む
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険非該当の高齢者が、虐待等で避難先を必要とする場合に、同事業を使えないと受入れ先をつくれなくなる可能性があると思われま。・一次予防事業で養護入所が必要とされる高齢者を把握しても、スムーズな連携が入所対応がとれなくなる可能性があると思われま。（養護体験入所ができず、高齢者と施設のミスマッチがおきる。行政の部署間の連携の問題等が考えられま。）
<ul style="list-style-type: none"> 具体的事案がない。利用できる空きベッドがない。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の対応が多い時に市町村が利用できる施設がないと困られる
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「生活管理指導短期宿泊事業」を知りませんでした。継続して実施できるよう働きかけをしてもらいたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 富岡市においては、富岡市在宅老人短期入所事業という名称で実施しております。養護老人ホームでする事はとても良い事と思われ、短期入所している間に市はいろいろと検討して、その方にあつた施設等を見つけ、どうにもならない時には養護老人ホームの入所となり、とても良い事だと思われ。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一次予防事業における利用制限は妥当と思います。ショートステイ事業はあくまで、措置入所要件に適應するものとして制限すべきと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村によって対応が違うことが予測されますが、薩摩川内市においては、継続して現在の事業を行い、措置費の財源（一般財源）にて行うようです。他の市町村において、「生活管理指導短期宿泊」が認められない状況であると、介護保険非該当者の虐待等の緊急避難的な対応の準備を進める必要があると思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活管理指導短期宿泊事業は、事前の申し込みから緊急のものまで様々なケースがあり、特に緊急なケースにおいては、介護予防に大きく関係している。日常生活において生活リズムを整え、栄養管理、健康管理のいき届いた生活習慣指導は、まさしく介護予防・日常生活支援総合事業に適當するものと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 実情を理解していない、一歩的な判断は心外である。当横手市では、にもかかわらず、継続する予定です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の高齢者が生活していると急に自宅にいられないことが起こる。安心して生活するうえで「かけこみ寺」的なこの事業は大変必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時的にという入所ニーズは頻繁に問い合わせがあります。必要だと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設では措置者 50 名、短期入所生活介護（介護保険）4 床とデイサービス定員 25 名の併設施設ですが、スペース的に生活管理指導短期宿泊事業は実施が難しいと思います。当施設は現在満床で空きスペース（空き部屋）がありませんが、全国的には定員割れの施設もあると聞いていますので、その空き部分を活用するのは良いのではないのでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ この施設は、どんな場合においても緊急的な避難場所として受け入れをしてきたので、行政から連絡があれば極力受け入れていきますし、養護老人ホームの役割だと思えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホームへ入所される方は、以前に比べ精神疾患の方や介護認定者が増加し以前のように経済的環境的での理由で入所をされる方は少なくなっている。施設での日常生活の指導支援の上でも、体験入所の短期宿泊事業は必要であり、広く地域住民を支える事業となっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 他市町村で契約しているところもあるが、実績がない。市町村においては今後見直しをされる可能性もあると思う。市町村が積極的に事業を行わなくなり、住民の不利益（避難場所がない）につながることもあるように思う。

<ul style="list-style-type: none"> 宮崎市では、宮崎市生活支援ショートステイ事業が運営されています。関係機関では認知されています。
<ul style="list-style-type: none"> こういった事業は行政が受け皿となって手を差し伸べていくことも必要だと思われるので、可能であれば実施した方がよいと思います。
<ul style="list-style-type: none"> 上記事項が認められない場合、緊急性の高い対象者が出た場合、それに変わるサービスや受け皿となる事業はあるのか。
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待等一時保護事業、生活支援ショートステイ事業を市と委託契約している。(H27年度)
<ul style="list-style-type: none"> 諸事情により、自宅での生活が困難な高齢者については、行政の責任において、養護老人ホームを一時的に利用することは進めるべきである。行政の措置がなければ、施設側としては私的契約によってでも対応すべきであると考えますが、それについても行政は認めません。(回答になっていないかも知れませんが・・・)
<ul style="list-style-type: none"> 今後、養護老人ホームで生活管理指導短期宿泊事業はどのような対応をすべきなのか？
<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らし高齢者も多く緊急的な受け入れも必要。
<ul style="list-style-type: none"> 厚労省は現場を無視されている。生活管理指導短期宿泊事業は市町村の福祉課により夜間休日でも対応できる施設契約依頼の事業です。養護老人ホームは営利目的では無い。認めないと言われる国、地方、行政が責任をもって対応される事が望ましい。
<ul style="list-style-type: none"> 空床利用からも、短期、体験宿泊は必要と思います。
<ul style="list-style-type: none"> 町と契約し、利用できる体制にはしているが、何年も利用者がいない
<ul style="list-style-type: none"> 京都市独自で当施設にはすこやかショートステイを2床設置されています。ただ、その目的は冠婚葬祭や火事になって家がなくなった等の時、自立の方だけを対象としたものです。今後、宿泊事業等を行うとすれば、まず、職員数、職員確保をしてからでないともずかしいと思います。
<ul style="list-style-type: none"> 上記の間でお答えした方の場合など、介護保険でのショート2床では利用者負担する金額が大きくなり、ある一定期間入所することが出来ない場合もあります。このQ5のような法改正が実施されると、制度の狭間での困難事例も増えるのではないかと危惧します。
<ul style="list-style-type: none"> 従来事業対象となっていた当該利用者は、養護老人ホーム以外に受け入れ先が無い場合、どこが受け入れることになるか心配です。
<ul style="list-style-type: none"> 町独自の対応で問題ないと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> 新総合事業については主に在宅であることが基本として組みたっているように思います。当園でのこれまでの生活管理指導短期宿泊事業(ショートステイ)として、受け入れてきたケースは同居家族から虐待によるものや単身独居で介護者がいないことで施設に入所をしていたものが多くあります。その事業を認めないことになると、親子であっても虐待による事故や事件へとすすんでしまうように思います。一時的にもその環境から離さなければ改善されないケースもあると思います。介護

<p>疲れによる心身が疲労することで虐待になることもあるのではないのでしょうか。</p>
<ul style="list-style-type: none"> よくわからないが委託の話すらありません。
<ul style="list-style-type: none"> いままでも一次予防的な事業の事例はなかったが市町村との協議で今後地域での必要性によって検討すべきなのかと思う。
<ul style="list-style-type: none"> 今まで市町より依頼がありませんでしたので受け入れはしていません。今後対象となる方が減ってくるとは思えません。違う形で対応できるものがあればよいと思います。
<ul style="list-style-type: none"> 虐待等緊急性を伴うものは必要と思います。
<ul style="list-style-type: none"> 全国の施設で定員割れが常態化しているところもあると思いますがこのようなショート事業は一般の方に広く周知でき今後多くの方が利用され、養護老人ホームを理解するうえで大変貴重なこと。私の施設も定員割れが常態化しています。空き部屋がもったいないです。
<ul style="list-style-type: none"> 当該行政はH18年3月末に介護予防、地域支えあい事業を中止し、一般財源で「生活管理指導短期宿泊事業」を実施していることを確認している。
<ul style="list-style-type: none"> 地域で頑張っている高齢者が一時的に指導・援助が必要になった際、頼れる場所がなくなることで、不安が生じ長期入所希望が増え「在宅」という方針から元の集団処遇になるのではないか。また、同居以外の家族も負担が大きくなるのではないか。
<ul style="list-style-type: none"> 非該当者が養護老人ホームに入所する際の、体験入所として活用できる余地がある。
<ul style="list-style-type: none"> 福祉の観点からみればしほりが多すぎるかなと思う。
<ul style="list-style-type: none"> 生活管理指導短期宿泊事業は、虐待から高齢者を守るシェルターの役割がある。今後も必須の事業である。
<ul style="list-style-type: none"> 施設の運営上、特に問題はありませんが地域の窓口、行政の現場は不都合が生じるものと思います。
<ul style="list-style-type: none"> 生活管理指導短期宿泊事業は事業内容としては一次予防に当てはまるように感じられますが実施する対象を考慮するに、一次予防事業においての実施を認めない方が妥当な判断のように思います。
<ul style="list-style-type: none"> 市内には、収入（年金含む）があるが、家族の冠婚葬祭・旅行・入院、本人の体調不良により短期的に施設への入所を必要としている高齢者はいます。地域のセーフティーネットである私たちは、一時的であれ入所を必要とする高齢者の支援に、迅速に対応することが望まれています。家族や高齢者の不安の解消のために、私たちは新たな改革が必要な時期が来ているのではないのでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> 当施設は専用床（10床）がありますが、介護保険財源の任意事業が認められないとのことですが、一般財源なら実状により実施可能との解釈でいいのでしょうか。ある程度の市町村裁量枠があってもよいと思う。

<ul style="list-style-type: none"> 生活管理指導のように、地域によってニーズの差がある事業は、介護保険ではなく各自治体で費用を負担する方が良いと思います。介護保険を有効に使うことができるようになると思います。
<ul style="list-style-type: none"> 要介護状態への進行を予防するための生活指導を必要としている人への対策として認めるべきではないかと考える。
<ul style="list-style-type: none"> 養護老人ホームの本来的な機能と役割において、意義のある事業であり、制度の中での位置づけが必要なのではないかと思います。
<ul style="list-style-type: none"> 宿泊事業が実際に必要な方もいるため、利用が必要な方へは、提供できるような運営になればよいと思う。
<ul style="list-style-type: none"> Q4の実績延べ人数が、当園の場合増加しております。増加の一番の要因は家族等の虐待であり、その後入所の経過をたどる人が大半である。この現状をどのように対応すべきであるのか疑問である。
<ul style="list-style-type: none"> ・社会的に孤立してしまう方たちを救済するためにはこの制度は必要であると思う。すぐに必要な措置を行うためには、他に受け皿はないのではないかと思われる。
<ul style="list-style-type: none"> 行政の判断に任せている。
<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホームの空きベッドを活用する場合に実施が可能であると理解しているため、当市においては影響はないと考える。
<ul style="list-style-type: none"> 家族の冠婚葬祭や疾病、出張等で同居高齢者の生活支援ができないケースは現実には発生していると考えられ、特養の短期入所事業は年間通して利用が多い実態の中で、地域福祉に対応していくためにも養護の機能に継続が望まれる。
<ul style="list-style-type: none"> 家族の冠婚葬祭や疾病、出張等で同居高齢者の生活支援ができないケースは現実には発生していると考えられ、特養の短期入所事業は年間通して利用が多い実態の中で、地域福祉に対応していくためにも養護の機能に継続が望まれる。
<ul style="list-style-type: none"> 各事業所の見直し、明確化を時代のニーズに合わせていくのは、よいと思います。ただ、養護の空きベッドがあれば地域のニーズに合わせてご利用活用していただきたいと思います。
<ul style="list-style-type: none"> 高齢化の進行に伴い、今後当該事業対象者はますます増加するものと思います。本事業を認めなくなれば、地域福祉・高齢者福祉の大きな後退になると危惧しています。
<ul style="list-style-type: none"> 福島市では実施していないとのことによく理解できません。
<ul style="list-style-type: none"> 介護保険外の事業であるというのが市町村側と施設側双方の認識であるため、今のところは問題を感じていないが、担当者や部署の意見等により変わってしまう恐れもある。
<ul style="list-style-type: none"> 地域で放置しておけない高齢者の人権を保護するため人道的見地から行政が実施すべき必要な制度だと思います。
<ul style="list-style-type: none"> 実施は認めない運用とのことについて、利用される方々に影響が及ぶことが懸念される。幅広い要求に対応できるよう当施設でも努力していきたいと思います。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホームは、処遇困難等複雑な事情の方が入所している施設として、高齢者の抱える、ADL や認知症だけの問題ではなく、その他の問題を抱える高齢者に対しての支援は得意としている。空き床がある現状として、建物だけではなく、ソーシャルワーク機能等有効活用してほしい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 瀬戸内市では、市独自の一般施策として実施しているので、今後も継続する方針だが影響はありません。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に実施趣旨等を考慮すると、これまで通り「生活管理指導短期宿泊事業」を一次予防事業として実施すべきだと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護の待機者は現在わずかで定員割れも予想される。空き室を利用した宿泊事業は在宅とのつながりとなり、意味があることと思われる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特にありません。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ・現在のところ、所在市町村で廃止の方向であるとの情報は入っていません。しかし、別の市町村では、当該制度を使うことに対して慎重になっている場合が見受けられます。 ・この運用がなくなることにより、市町村が事業をなくすことが考えられます。それにより、火災や風水害等の災害によって罹災された高齢者、熱中症等の危険がある高齢者に対する素早い支援、氏名不詳のいわゆる「行き倒れ」高齢者への支援ができなくなり、結果的に重篤な病状となったり、死亡したりすることが増えると思います。 ・この運用がなくなることにより、市町村が事業をなくすことが考えられます。それにより、独居等で支援する家族がいない高齢者が、腰痛等のため、医療機関への入院は必要ではないが、一時的に自宅で生活することが難しい場合に支援ができず、必要な時期にサービスが受けられないことになり、要介護認定をおもくし、寝たきりの高齢者を増やすことになると考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「生活管理指導短期宿泊事業」は今後も必要だと思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期宿泊事業を利用されるケースで、最近ニーズとして家庭での虐待で一時避難で利用されることが多くなりつつあります。こういった社会現象の対策としても短期宿泊事業を一つの事業として認めてほしいと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活管理指導短期宿泊事業については、初めて知りました。必要なことだと思いますが、空き部屋がないため実際には難しいかなと思います。例えば、静養室を当ててもよいとされるのであれば可能かと思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当園が行っている生活管理指導短期宿泊事業について担当市職員に確認したところ、「市独自の財源で行っている場合はこのことには該当しない」とのことだったので、特に意見はありません。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、「生活管理指導短期宿泊事業」はなくなるという事でしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ いままで「生活管理指導短期宿泊事業」で対応してきた人たちの今後の行き場がきちんと確保されているのであればよいが、セーフティーネットとしての養護老人ホームの役割が認識されているのかと考える。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護度がついていない方等がいらっしやるので受け皿として必要だと思います。

<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の利用適用外の人は逃げ場（避難するところ）が無くなってしまおうので困る。 ・精神疾患で入院できないレベルの人や更生施設を出た後の方ですぐに社会に適應できない人は、どうになってしまうのか不安。心配。後者は特に再犯が心配。
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待により身体の危険が及び可能性ある方が緊急でショートを利用されます、セーフティーネットとしての賛護には必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ・今治市では、一般財源での事業を実施しているので、「生活管理指導短期宿泊事業」は引き続き実施します。
<ul style="list-style-type: none"> ・老人虐待問題など、社会における必要性もあり、一時避難的役割としても、今後必要であると考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待を受けた方、火事で自宅を喪失した方の受入等は、市を通じて行なった事があります。名目は「高齢者の虐待等やむを得ない措置」となっております。 ・お問合せの事業に該当するかは不明です。
<ul style="list-style-type: none"> ・突発的な出来事、災害がある中で短期宿泊事業は、残していく事が賢明だと思われます。一時的にワンクッション置くことで、今後についての調整や、気持ちの整理がついていくように思えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・短期宿泊事業で受け入れていた緊急性の高いケースを今後どのように支援する事業の必要性は高い。当施設はショートステイ用の居室を入所とは別に 10 床整備しており、どう活用していくか検討が必要。
<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、短期宿泊事業のためのベッドが5床（個室）あります。虐待保護のために、1～2床は空床として確保してよいと思いますが、残りの3床については以下のような転換ができないか？を考えています。①長期入所の定員増床 ②介護保険の短期入所生活介護への転換。 ③その他、自主的な利用の可能性。
<ul style="list-style-type: none"> ・名称は異なりますが、町の委託により、災害時或いは家庭や地域での対応が一時的に困難な方を2、3日～一か月程お預かりしています。もしこの案が、その事業であれば、行き場のないその方々は、大変お困りになるのではないのでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・今後も「生活管理指導短期宿泊事業」の対象となる高齢者は存在し続けると思われ、今後も事業の継続は必要不可欠である。早急な制度の見直し、又は一次予防事業及び任意事業の対象となるよう改善を図っていただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・火災や虐待等、緊急時の受け入れ、施設での生活を知ってもらう為の体験的な利用、また精神疾患を持っている方々等の地域生活移行の為のステップとして活用する事なども考えられ、非常に有益な事業である。どのような形であれ「生活管理指導短期宿泊事業」の継続が不可欠であると考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では本年度も引き続き委託致します。本来、需要はかなりあると思しますので、市町村は何らかの形で継続すべきであり、同時にニーズの掘り起こしもやるべきです。
<ul style="list-style-type: none"> ・介護度が出ていない高齢者の方は大勢います。家族と同居であつて、夫婦で頑張つて生活されている方、老々介護をされている方。そんな方々が急な用事ができたり、家族が入院されたりした場合の施設利用は不可欠です。そういった場の確保、

<p>又、すぐに利用できる場の提供は必要なのではないでしょうか。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ (1)緊急時等において、臨機応変、柔軟な対応ができなくなると思う。 (2)行政は「介護以外の生活困難事例」に目が向いていないと思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用の依頼については、セーフティーネットとして可能な限り受け入れるように対応してきました。 ・ 行政の方が困られるのではないのでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立にて、一時収容可能な施設を保有、運用されているところはいいのですが、そのような施設を保有、運営していない自治体は各市町村において、事業実施できるように制度化すべき。この分野の対象者の増加も見込まれ当地でも賛成中ですが、早期の制度の整備と運用を期待します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会適応が困難な高齢者に対し、短期間の宿泊による日常生活に対する指導、支援を行い、要介護状態への進行を防止する事業であり、今後も単身生活者や社会適応困難者の増加が予想され、短期宿泊事業の役割は大きいと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要と考える。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の短期宿泊事業では在宅生活のための取り組みを行っているとは言い難く仕方がないと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設は平成23年ごろより、ご利用者の定員割れが続いている為、定員変更を検討しているところです。定員変更した場合の空き部屋利用の一つとして生活管理指導短期宿泊事業を考えていたので困りますが、空床利用できる事業はないのでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 他に市自主事業で類似事業があるため問題ない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 南あわじ市は、効果的に運用してほしいとの意見であり、活用に関しては協力的な立場にありますが、もし、上記のような状況になるのであれば、高齢者の福祉は制約ばかりで何も利用できなくなってしまいます。介護保険対象外の人はどうすればいいのでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズはあると思われるので事業に継続は望まれます。しかし、国からの補助金がなくなるという事では市の判断に任せるしかないと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住み慣れた地域で安心して生活できるという地域包括ケアの基本的な考えに基づいても、短期宿泊事業は制度のはざまにある在宅高齢者にとって不可欠であると考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ・市町村長の責任で緊急避難の制度を設ける必要があると思います。それが何の制度であってもベッド、居住施設の確保は必要だと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活管理指導短期宿泊事業の実施は認めない方向でよいと思われる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活管理指導短期宿泊事業の実施は認めない方向でよいと思われる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度、一関市よりの問い合わせは数件あるが実績に結び付くケースは少ない。H19~23の過去5年においても、利用者3名延日数21日であったため、任意事業の対象者となっても大きな痛手はない。当施設では、ショートステイの活用について市との契約にとられない地域の実情に合った、低価格で利用できるサービス(利用期間も半年~1年くらい利用できる短期~注記利用)が展開できないもの

かと思っている。
<ul style="list-style-type: none"> 生活管理指導短期宿泊事業については、DVなどの利用が多くあります。枠組みにはこだわりませんが、セーフティネットとしての緊急ショートステイの受け入れが継続できればと思います。
<ul style="list-style-type: none"> 今後における対象者へのサービス代案が必要ではないか
<ul style="list-style-type: none"> 自施設所在市においても虐待、生活困窮等の緊急、困難な事例において、本制度を活用していたが、特養などでは空きがなく確保が難しいケースがあった。一方で養護老人ホームは全国でも空き床が目立っているが活用方法が見いだせずにいる。緊急時に身一つで受け入れでき障害者や精神疾患など多様な利用者を受け入れできる養護を活用できる新たな制度が必要
<ul style="list-style-type: none"> 委託事業であるため昨年度からの利用者の減少に拍車がかかるのではと危惧する。上述のように緊急避難要素があり、対象外となることで利用者への一層の不便を与えることになるのでは。
<ul style="list-style-type: none"> 長内市では、上記事業を長内市単独の予算内で実施しており、過去3年間の実績も多い。超高齢化社会で経済も停滞している当市において、必要な事業として位置付けられている。
<ul style="list-style-type: none"> 利用要件には、家族のリフレッシュや冠婚葬祭に利用できる事となっているが、現状では、家族からの虐待や認知症の進行によるごみ屋敷状態での保護的利用が増加傾向にあり、それらの方々の受け皿として必要不可欠と思われます。
<ul style="list-style-type: none"> 「生活管理指導短期宿泊事業」については、実施経験もなく、自分自身の理解も乏しい。市の今年度予算でも数年間実施経験が無いため計上されていない様子である。入所者数の減少に対して「生活管理指導短期宿泊事業」から入所へとつなげていった事例を聞いている。介護保険制度との折り合いの中で新しい活路があれば良いと思う。
<ul style="list-style-type: none"> 事業自体が実施されていないので何とも言えません。
<ul style="list-style-type: none"> 現在、介護保険を利用したショートステイは行っていない為、特にありません。
<ul style="list-style-type: none"> 要介護認定において、自立と認定されている方の宿泊の場が無くなってしまふ。特に虐待や生活環境の理由により、緊急に避難が必要な場合に調整が難しくなると思われる。
<ul style="list-style-type: none"> この事業の利用については、実績からもわかるように必要とされている事業と感じております。養護老人ホームとしては、虐待や生活困窮等で緊急に保護が必要な方々の受け皿として多くの機会がある方が良いと思われます。
<ul style="list-style-type: none"> 当園は公営であり、市や社会福祉協議会、警察へのDVや行路人等の相談、通報後の緊急的な受け皿として短期宿泊を受け入れている。現在は負担金の聴衆は行っていない為、短期宿泊事業として扱っていない。
<ul style="list-style-type: none"> 虐待を受けているケースや家庭地域の対応が困難なケース、身寄りのないケースの需要はあると思うので必要ではないかと思えます。

<ul style="list-style-type: none"> 市では、27年度では予算計上しているものの、国の補助対象外であることが判明したため、事例が発生したときに判断すると聞いている。施設としては居室の利用状況から活用してほしいと考えている。
<ul style="list-style-type: none"> 養護老人ホームの運営基準（外部型特養）及び経営状態において、当宿泊事業にある短期間での生活習慣改善につなげる処置の実施は難しいのが現状です。過去3年間に於いて当事業の利用はありませんが、常に受け入れが可能となるよう準備をしてはいました。
<ul style="list-style-type: none"> 札幌市で実施している「生活支援型ショートステイ」（一次予防事業）が「生活管理指導短期宿泊事業」と酷似しており、市に確認中。当施設は市からの委託にて本事業を行っており、今年度も契約済で現在もショートステイ利用者があることから、市からの早急な回答を待つ次第です。
<ul style="list-style-type: none"> 「生活管理指導短期宿泊事業」は他にショートステイ等の制度がない養護にとって、大切な制度だと思います。空きベッドの活用をしないと経営にかかわります。ぜひ実施を認めて頂きたいです。
<ul style="list-style-type: none"> 緊急時（災害含む）の対応に支障をきたす場面が出てくるのではないだろうか。セーフティーネットとしての機能は必要だと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・よくわからない ・前橋市はH27年度も短期宿泊の契約を行ない、4月でも実績あり。
<ul style="list-style-type: none"> 遺憾！！ 実績があるだけに地域の高齢者にとって不安しか残らない。又、経営面から考えると各自治体と協議を行い、地域の社会資源の状況に応じ、本来の施設機能等に支障が生じよい範囲で空き室の利用を検討せざるを得ない。
<ul style="list-style-type: none"> 何故「生活管理指導短期宿泊事業」が生まれたのか。その背景を考えた時、今後ますますこのような事業の需要は増えてくると想定されると思っているので、制度として残しておくべきであろうと思料します。
<ul style="list-style-type: none"> 必要な方がいるのではないのでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> 生活管理指導短期宿泊事業を活用することで、在宅生活が一時的に困難な場合でも対応できるし、養護老人ホームを知っていただくことで、入所の際スムーズに手続きができる。在宅生活をサポートする上で、必要な事業だと思います。
<ul style="list-style-type: none"> 介護保険が始まって15年目になるが、必要とする全ての対象者が、介護保険申請に至っていない状況、ADLが自立の方で在宅で生活を継続することが難しい方などもいらっしゃる、全てを介護保険でフォローすることは難しい。緊急性を伴うショートステイも多く、実施が認められないと、高齢者全体の健全、安全な生活の確保は難しい。
<ul style="list-style-type: none"> 社会的弱者・困窮者への支援は私たちの責務であるように思う。
<ul style="list-style-type: none"> 介護認定を受けられない方の緊急避難を実施できる事業として必要と思われる。
<ul style="list-style-type: none"> 介護保険の利用対象外の方で虐待からの避難、住まいの確保が早急に必要になった場合に、代替の施策がないのであれば、セーフティーネット機能が弱体化することを危惧します。行政側も対応に困ることになるはずですが・・・

<ul style="list-style-type: none"> ・ 小千谷市一般会計予算で行われており特に影響はない
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新総合事業の実施を認めないのは、家族又は社会的に虐待を受けている人・地域での対応が困難な方を受け入れないということで、益々孤独死が増える可能性がある。特に「生活管理指導短期宿泊事業」では、当荘において枠が「2床」である為、年間を通じて時期的に重なる時があり、「2床」では追いつかないときもある。又、介護予防とか地域との支え合い事業に取り組もうとしているときにこういった運用を認めないというのは、矛盾しているように思います。ぜひ今まで以上に高齢者のセーフティネットとなって地域へ打ち出し、養護老人ホームの使命である総合相談窓口としての機能を発揮していきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ この事業が認められない場合、対象となる方は今後どのような受け皿があるのでしょうか。（十分な理解が出来ていない中での記入で申し訳ありません）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域によっては事業の対象となるケースの需要が異なるため一律に廃止するのはどうかと思います。介護保険制度の対象となる弱者が多いのも事実であり、もう少し地域の特定にあわせた融通性のある制度の運用を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 盛岡市からの委託であるため、現在実施していないことを特段困っているということはない。盛岡市独自の要援護高齢者短期入所事業の委託契約を実施している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防・日常生活継続支援総合事業の実施と関連があると思われるが総合事業が平成28年度まで、猶予がある事を考えると生活管理短期宿泊事業も平成28年度までの経過措置を考慮していただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでにおいても、要件が厳しく、利用できない状況であったが、地域の事情もふまえ、要件を緩和し事業を継続するべき
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のほとんどは、虐待を受けていたり、身体又は精神の障害により家庭等で生活できない方で、一刻を争う場合もある。短期事業の利用中に改善策を検討する上でも、この事業は必要だと思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在市は当該事業について消極的であるが、当施設には該当の居宅が3部屋あるため、現状は空室のまま経過している。秋居室の有効活用ができるように対策を検討したい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政での措置控えの為、50人居室のところ、40名前後の入所者数で推移している。ベッドが常に空いている為、空きベッドを活用する事業を実施して欲しい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 空床が続くようになり、市との契約を希望していた。地域の高齢者を支える緊急避難的役割を担う場所は必要で、その選択肢（施設）は複数であるべきだと思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域によっては格差があり、現段階での受け皿はない。実施を認めない運びになっているのでは、代わりになる事業を知りたいです。今後生活保護の方や生活困窮者が増加していった場合や社会的虐待を受けている者を見かけた時の対応についても、こういった取扱いになるのか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 宮崎市としては27年度も引き続き契約を継続したものです。任意事業の対象外であれば、宮崎市の持ち出しになり、利用者はもっと少なくなると予想されます。結

<p>果的にサービスの縮小になり、流れに逆行していると思います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ あまり利用されていないので、施設としてはどちらでもよいが、受入れ先がなくなると市町村側で困ることになるのではと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホームとしての事業や、セーフティーネットとしての役割の交代が心配されると思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし
<ul style="list-style-type: none"> ・ H25年度、H26年度、同居家族からの虐待で市または地域包括支援センターから依頼があり、数カ月の利用の後、行く先（市営住宅）が決まり利用休止。他アパートでの一人暮らしが入院等により困難となり静養を兼ねながら数カ月利用し（長期）、そのうちに当施設への入所申込みをされ、ようやく入所となり安心、安全な生活を送ることができた。諸事情をかかえた高齢者が安全・安心して暮らせる居場所を見つけるまでに利用できる大切なサービスだと思っています。ぜひ今後も運用を希望します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活を営む上で切羽詰まった状況にいる方が、地域の方々によって発見され、次の支援が行われるようになるまでの間に生活する場が提供され、又自ら次の生活を営んでいくためのきっかけを得る場所として短期宿泊事業は有効な位置にあると考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ H27年度も市町村から特に説明なく例年通りの契約としているため影響はありません。どのような問題が発生するのか、教えていただきたいです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険上での利用は現在までなかったため、今後も利用は少ないと思われるので差支えない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者施策は介護保険が主流であるが、そこにあてはまらない対象者であると考えられる。養護老人ホームにおける生活管理指導短期宿泊事業は、利用者の多様性を考えると柔軟に対応できる制度である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待ケース等、緊急に施設入所が必要なケースは実際によくあり、養護老人ホームが一時的な避難場所としてできているケースも多い。地域資源の一つとしてショート利用が進められるよう整備が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体機能だけへの予防支援では根本的な問題解決には至らないと思われる。生活全般を見て予防支援に繋げる必要があると思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、生活管理指導短期宿泊事業を利用している人にとって不利とならないような体制の整備を望みます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在は市から受託しているため、市の担当部署との話し合いにより、適用要件でなくても受けたことがある。今後、更に話し合いが必要。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度も各市町村と事業委託契約を結び、利用されております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度についても継続実施する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事業所において、短期宿泊事業は虐待や、地域での困難事例に対しての実績がなく、生活管理指導としての利用はありません。確かに状況によっては、介護給付サービスの上乗せになるのかもしれませんが、それが困っている方に対して必要なことならば、政治はそのニーズに応じ柔軟な対応をし、その方を救う必要があります。どの部署もどの部門がその予算を使うにしても、セーフティーネットがもつ役割を果たされるならば、もし可能であるならば、セーフティーネットに関わる費用は一般財源ではなく、国が責任をもってその責務を全うしてほしいです。一市長村では応じてもらえない事が多くあるように感じます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設所在地では、従来単独事業として実施しております。今後も地域の実情に応じた取組として当該事業を継続すべきと考えます。

(まとめ)

(1) 消費増税に伴う措置費改定について

- ・ 消費税率8%引き上げに伴う地方財政措置の対応については、総務省から平成26年度の地方交付税において措置がなされることとなっており、これにより「老人保護措置費支弁基準」について適切な改定が求められるところである。
- ・ 本調査において、消費増税に伴う措置費支弁基準改定がなされた市区町村はわずか21%と少ない。改定されていない市区町村に存する施設の回答として、近隣の自治体の状況に応じて措置費改定対応を検討するとの状況も多く見受けられる。
- ・ 本会としては本調査結果をうけ、関係各省への働きかけを行う一方で、本調査結果に記した措置費支弁基準を改定した自治体の通知等を参照すること等により、各施設においても自治体に対して引き続き要求を図っていくことが必要である。

(2) 介護保険最新情報 Vol.450 に伴う生活管理指導短期宿泊事業の取扱いについて

- ・ 現状では、実態として「生活管理指導短期宿泊事業」を総合事業の枠組みで実施してきた場合には、今後、市区町村の独自事業等によって運営せざ

るを得なくなる。実際に当該事業利用を必要としている者が年々増加している傾向に鑑みると、その必要性は大いにあり、総合事業の枠内での事業実施を廃止する意図に乏しいものと思われる。

- 本会としては、引き続き、当該事業の枠組みで事業実施が可能となるよう厚生労働省に対し、要求する予定である。

以上

東北ブロック老人福祉施設協議会 養護老人ホーム分科会委員会

(協議事項)

消費増税分の措置費について(各県・指定都市老施協情報交換)

秋田県老施協提出資料(写し)

平成 27 年 3 月 26 日開催

於：仙台ショーケー本館ビル

消費税率の引き上げに伴う「老人保護措置費支弁基準」の取扱いについて

◎生活費支弁基準額の改定 (1人当たり月額単価)
(10円未満は四捨五入)

	(改定前)	(改定後)	(差額)
(1) 一般生活費	50,210円→	<u>51,640円</u>	1,430円
地区別冬期加算	7,880円→	<u>8,110円</u>	230円
(2) 被服費加算	1,000円→	<u>1,030円</u>	30円
(3) 期末加算	4,510円→	<u>4,640円</u>	130円
(4) 入院患者日用品費			
基準額	23,150円→	<u>23,810円</u>	660円
地区別冬期加算	3,600円→	<u>3,700円</u>	100円
*本来は、3,490円→		<u>3,590円</u>	100円
*三種町と協議の上、能代市と合わせることにし、 <u>3,590円</u> とする。			

◎事務費の内、消費税が影響すると思われる支弁基準額の改定
(1人当たり月額単価)

(1) 一般事務費の内、管理費 (100円未満は四捨五入)

	(改定前)	(改定後)	(差額)
基本分	5,500円→	<u>5,700円</u>	200円
支援員分	6,600円→	<u>6,800円</u>	200円

(2) 施設強化推進費

認定額	750,000円→	<u>770,000円</u>	20,000円
-----	-----------	-----------------	---------

(1万円未満は四捨五入)

単価	1,250円→	<u>1,280円</u>	30円
----	---------	---------------	-----

(10円未満は四捨五入)

岡 高 第 1 3 1 8 号
平 成 2 6 年 1 2 月 1 9 日

市内養護老人ホーム 施設長 各位

岡山市長 大森 雅夫

平成26年度養護老人ホームにおける老人保護措置費支弁月額の改定について(通知)

標記のことについて、平成26年8月13日付け岡高第667号において決定した本年度の本市内養護老人ホームの老人保護措置費支弁月額について、平成26年4月からの消費税率の引き上げ(5%→8%)に伴う影響等を勘案し、別紙のとおり改定し、平成26年4月より適用することとしたので通知します。

担当 岡山市 保健福祉局 高齢者福祉課
施設福祉係 本山
TEL (086)803-1231(直通)

平成26年度老人保健措置費支弁月額設定一覧表（会陽の里）

岡山市

1. 事務費（単位：円）

施設名等	級地 入所者数	適用 期間	事務費決定額 (3)+(4)	(1)一般事務費	(2)特別事務費	(3)小計 (1)+(2)	(4)民間施設給与等改善費		
							加算率	(3)×加算率	階級区分他
会陽の里 一般入所者（障害者等 加算対象者除く）を措 置した場合の額	3/100 71-80人	H26.4~	116,250	99,200	月額単価 5,530	104,730	認定 11.0%	11,520	D階級 11%
	一般入所者数 41-50人		人件費 106,356 管理費 9,894	(基本分) 59,300 人件費 55,100 管理費 4,200 (追加員分) 39,900 人件費 36,300 管理費 3,600	夜勤体制加算 5,530			人件費 9,426 管理費 2,094	
会陽の里 一般入所者かつ障害者 等加算の対象者を措置 した場合の額	3/100 71-80人	H26.4~	149,439	99,200	月額単価 35,430	134,630	認定 11.0%	14,809	D階級 11%
	一般入所者数 41-50人		人件費 138,947 管理費 10,492	(基本分) 59,300 人件費 55,100 管理費 4,200 (追加員分) 39,900 人件費 36,300 管理費 3,600	夜勤体制加算 5,530 障害者等加算 29,900			人件費 12,117 管理費 2,692	
会陽の里 一般入所者以外の者を 措置した場合の額	3/100 71-80人	H26.4~	74,554	59,300	月額単価 5,530	64,830	認定 15.0%	9,724	B階級 15%
			人件費 69,058 管理費 5,496	(基本分) 59,300 人件費 55,100 管理費 4,200	夜勤体制加算 5,530			人件費 8,428 管理費 1,296	

2. 生活費（単位：円）

生活費種別	区分	単価	備考
一般生活費	甲地	54,280	
冬季加算	VII区	2,120	11月から3月まで
入院患者日用品費	基準額	23,810	入院時
	冬季加算	1,000	11月から3月まで
期末加算	甲地	5,280	12月1日現在の被措置者に加算
被服費加算		1,020	4月1日現在の被措置者に加算

要 望 書

消費税増税に伴う養護老人ホームの基準単価への対応について

1 役 割

養護老人ホームは、主に経済的・環境上の理由によって在宅での生活が困難な高齢者の住まいとして老人福祉法及び介護保険法のもとで重要な役割を担ってきました。また、今日では、介護ニーズへの対応とともに、地域での自立を支える拠点施設としての役割も期待されています。

2 現 状

現状において、生活困窮、虐待、障がい、他の法律に基づく施設に入所できない高齢者等複雑で多面的な問題等多様な支援ニーズを要する高齢者が入所しています。また、現在の人員配置基準（15対1）では対応が困難となる中で、各施設では基準以上の人数による対応を求められると同時に、こうした多様なニーズに応え得る、専門的なソーシャルワーク機能も求められています。

他方、平成17年度に一般財源化されて以降、厳しい財政事情となる中で、同福祉分野では処遇改善等や消費税増額等の対応が行われている中で、養護老人ホームに対しては社会情勢や施設環境が変化しているにも関わらず何ら改善がなされておられません。また、一部施設においては定員割れや措置控えも生じており、運営に支障が生じています。

こうした中で、さまざまな処遇困難者への対応ができるよう職員のスキル向上や、地域包括支援センターをはじめ関係機関との連携のもとで、社会福祉法人の有する資源（人・施設・設備）を活用し、今後も地域の高齢者の生活を支えていくことが求められています。

3 要望事項

- ① 平成26年3月27日付け厚生労働省老健局高齢者支援課通知のとおり、消費税率8%への引き上げに伴う地方交付税への措置を踏まえ、各市町村において「老人保護措置費支弁基準」が適切に改定されますよう、島根県において指導いただきますようお願いいたします。
- ② ①に併せ、平成27年度以降も国において消費税率引き上げ分に係る地方交付税上の措置が継続されるよう島根県において要望いただきますとともに、各市町村においては「老人保護措置費支弁基準」への適切な反映がなされるよう、同様に指導いただきますようお願いいたします。

平成26年6月11日

島根県老人福祉施設協議会

会 長 原 成 充

島根県老人福祉施設協議会養護老人ホーム部会

部会長 宮 西 知 子

島根県健康福祉部

部 長 原 仁 史 様

要 望 書

平成26年11月10日

消費税増税に伴う養護老人ホームの基準単価への対応について

1 役 割

養護老人ホームは、主に経済的・環境上の理由によって在宅での生活が困難な高齢者の住まいとして老人福祉法及び介護保険法のもとで重要な役割を担ってきました。また、今日では、介護ニーズへの対応とともに、地域での自立を支える拠点施設としての役割も期待されています。

2 現 状

現状において、生活困窮、虐待、障がい、他の法律に基づく施設に入所できない高齢者等複雑で多面的な問題等多様な支援ニーズを要する高齢者が入所しています。また、現在の人員配置基準(15対1)では対応が困難となる中で、各施設では基準以上の人数による対応を求められると同時に、こうした多様なニーズに応え得る、専門的なソーシャルワーク機能も求められています。

他方、平成17年度に一般財源化されて以降、厳しい財政事情となる中で、同福祉分野では処遇改善等や消費税増額等の対応が行われている中で、養護老人ホームに対しては社会情勢や施設環境が変化しているにも関わらず何ら改善がなされておられません。また、一部施設においては定員割れや措置撤廃も生じており、運営に支障が生じています。

こうした中で、さまざまな処遇困難者への対応ができるよう職員のスキル向上や、地域包括支援センターをはじめ関係機関との連携のもとで、社会福祉法人の有する資源(人・施設・設備)を活用し、今後も地域の高齢者の生活を支えていくことが求められています。

3 要 望 事 項

- ① 平成26年3月27日付け厚生労働省老健局高齢者支援課通知のとおり、消費税率8%への引き上げに伴う地方交付税への措置を踏まえ、鳥根県から各市町村へ「老人保護措置費支弁基準」が示されましたことを適切に改定していただきますようお願いいたします。
- ② ①につきましては、平成26年3月27日付け厚生労働省老健局高齢者支援課通知のとおり、平成26年4月に備って措置費支弁をお願いいたします。
- ③ 平成27年度以降も国において消費税引上げ分に係る地方交付税上の措置が継続されるよう鳥根県へ要望いただきますとともに、各市町村においては「老人保護措置費支弁基準」への適切な反映がなされるよう、お願いいたします。

鳥根県老人福祉施設協議会

会 長 原 成 光

鳥根県老人福祉施設協議会養護老人ホーム部会

部会長 宮 西 知 子

県内市町村長 様

(鳥根県老人福祉施設協議会 養護老人ホーム会員施設)

養護老人ホーム花仙	施設長 中島広和
養護老人ホーム慈光苑	施設長 南嶋良江
養護老人ホーム松風園	施設長 大石 淳
養護老人ホーム長寿苑	施設長 山崎陽幸
養護老人ホームミレ岡見	施設長 中田定則
養護老人ホーム寿光苑	施設長 山崎定道
養護老人ホーム長浜和光園	施設長 鶴殿宜之
養護老人ホームかんび園	施設長 藤原光代
養護老人ホーム前月の里	施設長 笹井伸吾
養護老人ホーム春日荘	施設長 寺井美和子
養護老人ホーム大田市福寿園	施設長 今岡由貴美
養護老人ホーム鶴来荘	施設長 井上幸治
養護老人ホームミレ青山	施設長 高岩綾子
養護老人ホーム宇寿荘	施設長 平井 忠
養護老人ホーム玉峰苑	施設長 川西文夫
養護老人ホーム翠引の里	施設長 岸 卓志
養護老人ホーム江川荘	施設長 三上恵子
養護老人ホームまほろば大和	施設長 岩田素枝
養護老人ホーム香梅苑	施設長 植垣文六
養護老人ホーム銀杏寮	施設長 宮本祥子
養護老人ホームみゆき荘	施設長 真野麻生
養護老人ホーム百寿荘	施設長 宮西知子
養護老人ホーム清松園	施設長 村上和弘